

〔研究ノート〕

長銀・日債銀の譲渡経過*

—金融再生委員会による報告書を中心に—

中 川 裕 司

はじめに

長銀と日債銀の譲渡経過

- (A) 特別公的管理銀行（長銀と日債銀）の保有すべき資産の判定結果
- (B) 取得株式の対価の決定
- (C) 譲渡先の決定
- (D) 日債銀の譲渡及び瑕疵担保特約の考え方等について
- (E) 預金保険機構による債権放棄の判断基準

おわりに

はじめに

日経平均株価指数が1989年12月28日に最高値に達したあと8年も経過したにもかかわらず、不良債権処理を先延ばししてきた1997年11月に、北海道拓殖銀行、山一証券などが相次ぎ破綻し、金融不安が一気に拡大した。バブルが崩壊して、10年も経つにもかかわらず、日本経済の先行きは一向にみえてこない。そうした中、日本の高度成長期の経済に金融債で資金を供給してきた株式会社日本長期信用銀行と株式会社日本債券信用銀行の破綻が相次いだ¹⁾。しかも、この2銀行の再民营化のために盛り込まれた契約「瑕疵担保特約」が、大きな反響を生んだ。昨年、日債銀の譲渡時に大きな問題となり、報道機関や国会で何度も取り上げられたが、この瑕疵担保特約は必ずしも正確に認知されなかった。特に、新聞・テレビ等による報道は国民に

表1 長銀と日債銀の譲渡経過

内 容	長 銀	日 債 銀
金融監督庁による最後の立入検査 ¹	1998年7月13日	1998年7月24日
金融再生法と早期健全化の施行 ²	10月23日	
特別公的管理の開始決定 ³ ・預金保険機構による株式取得の決定 ⁴	10月23日	12月13日
特別公的管理の開始決定の公告〔官報〕 ⁵ ・株式取得の決定の公告〔官報〕 ⁶	10月28日	12月17日
旧株主等への周知措置 ⁷ 〔預金保険機構が日刊紙に掲載〕	10月29日	12月18日
新役員の指名選任 ⁸	11月4日	12月24日・25日
預金保険機構からの貸付 ⁹ 〔長銀：3兆円〕〔日債銀：2000億円〕	10月23日	12月25日
〔長銀：4000億円〕〔日債銀：3000億円〕	11月4日	12月29日
〔長銀：3000億円〕	11月30日	
内部調査委員会の設置 ¹⁰	12月11日	1999年1月27日
経営合理化計画、業務運営基準の承認 ¹¹	12月11日	3月1日
金融再生委員会と株価算定委員会 ¹² の発足	12月15日	
特別公的管理銀行（長銀と日債銀）の調査報告の受理 ¹³	12月15日	2月26日
フィナンシャル・アドバイザー契約 ¹⁴	1999年2月1日	3月1日
預金保険機構への一部返済		
〔長銀：2000億円〕〔日債銀：2000億円〕	2月8日	3月26日
〔長銀：3000億円〕〔日債銀：3000億円〕	3月15日	4月23日
〔長銀：5000億円〕	3月26日	
〔長銀：5000億円〕	4月23日	
〔長銀：5000億円〕	8月16日	
〔長銀貸付残高：1兆7000億円〕〔日債銀貸付残高：0円〕	11月15日	
(A) 特別公的管理銀行（長銀と日債銀）の保有すべき資産の判定結果の公表	2月19日	5月24日
大手15行に約7兆4592億円の公的資金を注入 ¹⁵	3月12日	
(B) 取得株式の対価の決定	3月30日	6月14日
長銀（日債銀）による旧経営陣の告訴 ¹⁶	6月4日	7月23日
長 銀	日 債 銀	
（6月10日，旧経営陣3名の逮捕）（7月23日，旧経営陣ら6名の逮捕）		
（6月30日，旧経営陣3名の起訴）（8月13日，うち3名の起訴）		
整理回収機構による不良債権の一部買い取り ¹⁷		
〔長銀：2兆7587億円〕〔日債銀：2兆6200億円〕	8月16日	11月22日
〔長銀：1兆4924億円〕〔日債銀：7390億円〕	2000年2月	2000年8月
(C) 譲渡先の決定（パートナーズ社/ソフトバンク連合） ¹⁸	1999年9月28日	2月24日
日債銀譲渡交渉に係る最終合意	6月30日	
(D) 日債銀の譲渡及び瑕疵担保特約の考え方等について	8月	
経営の健全化のための計画書の提出 ¹⁹	2000年3月	9月
民営化後の営業開始（新生長銀/新生日債銀）	2000年3月1日	9月4日
(E) 預金保険機構による債権放棄の判断基準	9月19日	
金融再生委員会解散と金融庁発足	2001年1月4日	
一時国有化制度は金融再生法の規定で終了	3月31日	
新銀行名として開業（新生銀行/あおぞら銀行）	2000年6月5日	2001年1月4日
ロス・シェアリング方式を採用した改正預金保険法が施行	4月	

〔出典〕〔22〕の〔参考II-11〕・〔参考III-10〕と〔21〕の〔参考III-1〕・〔参考IV-1〕と、各種新聞より作成した。
〔注〕1 金融監督庁は1998年10月19日に長銀、11月16日に日債銀に対して、3月期の自己査定結果に基づく資産内容等の検査結果を通知した。

2 10月12日に「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下、「金融再生法」という。）が成立し、10月16日には「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」（以下、「早期健全化法」という。）が成立する。

3 金融再生法 36 条 1 項に基づく。 4 金融再生法 38 条 1 項に基づく。 5 金融再生法 36 条 2 項に基づく。

6 金融再生法 38 条 1 項に基づく。 7 金融再生法 44 条に基づく。

8 パートナーズ社への譲渡までの長銀の新経営陣は〔頭取〕安齋隆（日本銀行理事）・〔副頭取〕森秀文（長銀総合企画部長）・〔副頭取〕吉川實（日本興業銀行取締役管理部長）・〔専務〕小幡文雄（東京三菱銀行理事商品開発部長）・〔取締役〕中川隆（長銀法人業務部長）・〔取締役〕西田俊二（長銀金融開発部長）・〔取締役〕溝田泰夫（日本銀行考査役）・〔監査役〕大坪啓（長銀外国営業部長）・〔監査役〕小川信明（弁護士）・〔監査役〕須藤章（公認会計士）であり、ソフトバンク連合への譲渡までの日債銀の新経営陣は〔頭取〕藤田卓也（日本銀行発券局長）・〔副頭取〕草野元彦（日債銀資金証券企画部長）・〔副頭取〕我妻広繁（日本興業銀行営業第三部長）・〔専務〕小寺義信（第一勧業銀行参与本店審議役）・〔取締役〕東海直文（日債銀金融法人第一部長）・〔取締役〕稲垣裕志（日債銀執行役員国際営業企画部長）・〔監査役〕中西良夫（公認会計士）・〔監査役〕濱田邦夫（弁護士）・〔監査役〕鴨原健（日債銀総合システム部長）である。〔22〕〔参考 II-3〕・〔参考 III-3〕より。

9 金融再生法 61 条に基づく。

10 内部調査委員会は金融再生法第 50 条に定められた特別公的管理銀行の旧経営陣（取締役若しくは監査役またはこれらの方であった者）等の職務上の義務違反等に基づく民事上や刑事上の告訴、告発等の必要性や妥当性につき調査を行い、取締役会、監査役会に報告することを目的とする。内部調査委員会の活動としては、特別公的管理に至る原因となった責任を追及するという性格および特別公的管理期間の時間的制約から、一定の基準に基づく特定の大口債権から集中的に調査していく、としている。また不良債権の発生以外の経営責任についても、この調査の過程で明らかになったものにつき調査を実施していく、と公表した。

金融再生法 45 条に基づき、長銀の内部調査委員会は〔委員長〕岩田廣一（東京弁護士会所属）・〔委員〕浦田数利（東京弁護士会所属）・〔委員〕須藤正彦（東京弁護士会所属）・〔委員〕保田真紀子（第一東京弁護士会所属）・〔委員〕川端和治（第二東京弁護士会所属）・〔委員〕北澤正明（第二東京弁護士会所属）である。ここで、岩田委員長は 1999 年 1 月 13 日に病氣辞任し、後任として、明石一秀が就任した。なお、後任委員長には、川端委員が就任した。また、日債銀の内部調査委員会委員は〔委員長〕阿部昭吾（第一東京弁護士会所属）・〔委員〕手塚一男（第二東京弁護士会所属）・〔委員〕長谷川武弘（東京弁護士会所属）・〔委員〕新井宏明（第一東京弁護士会所属）・〔委員〕廣瀬信幸（日本公認会計士協会所属）である。

11 金融再生法 47 条・48 条に基づき、〔13〕が公表されている。

12 長銀の株価算定委員会委員は〔委員長〕落合誠一（東京大学大学院法学政治学研究科教授）・〔委員長代理〕筒井義郎（大阪大学大学院経済学研究科教授）・〔委員長〕石井清之（公認会計士）・〔委員〕大橋正春（弁護士）・〔委員〕福岡年勝（三井物産株式会社代表取締役副社長）であり、日債銀の株価算定委員会委員は〔委員長〕落合誠一（東京大学大学院法学政治学研究科教授）・〔委員長代理〕筒井義郎（大阪大学大学院経済学研究科教授）・〔委員〕大橋正春（弁護士）・〔委員〕鈴木豊（公認会計士）である。

13 金融再生法 46 条に基づき、〔8〕と〔7〕が公表されている。

14 〔21〕と〔22〕を参照せよ。

金融再生委員会においては、金融再生法 3 条に規定する費用最小化原則も十分踏まえ、長銀（日債銀）の資産劣化を防止し、国民負担を軽減する観点から、長銀を極力早期に処理することが重要であるとの認識の下、手続きの透明性が高まること、グローバル・スタンダードにかなうこと等も勘案し、1998 年 12 月 22 日（1999 年 3 月 1 日）より長銀（日債銀）によるフィナンシャル・アドバイザーの活用につき長銀（日債銀）より報告を受けつつ、計 6 回の審議が行われ、長銀によるフィナンシャル・アドバイザーの活用が了承された（2000 年 9 月現在、計 3 回の審議が行われているところである）、と公表している。

長銀のフィナンシャル・アドバイザー契約は、契約日が 1999 年 2 月 1 日であり、サービス内容は、①長銀に対する第三者から見た公正な評価、②譲渡先の選定、③譲渡交渉、④譲渡スキーム・条件の検討、⑤譲渡契約書の作成に係る、財務上の助言及び助力である。また当該契約における報酬体系は、①月額の基本料、②基本合意契約が締結された場合の特別報酬（その金額は時期によって異なる）、③その他の実費からなる。

15 日本興業銀行、第一勧業銀行、さくら銀行、富士銀行、住友銀行、大和銀行、三和銀行、東海銀行、あさひ銀行、横浜銀行、三井信託銀行、三菱信託銀行、住友信託銀行、東洋信託銀行、中央信託銀行である。〔22〕 p.25 より。詳細は〔参考 XII-1〕を参照のこと。

16 金融再生法 50 条 2 項に基づく。

17 金融再生法 72 条 1 項・2 項・5 項・6 項に基づく。詳細は〔図 C〕、または〔11〕の p.76、〔10〕の p.85 を参照のこと。〔22〕では、1999 年 7 月 21 日（1999 年 10 月 2 日）、金融再生委員会による資産判定において、長銀（日債銀）の不適資産のうち 2 兆 9058 億円（同 2 兆 8821 億円）の資産について、長銀（日債銀）から預金保険機構に対し資産の買取りによる特例資金援助の申込みが行われ、これを受けて 8 月 6 日、金融再生委員会及び大蔵大臣により認定された。これを受けて預金保険機構は当該資産を 4939 億円（同 2987 億円）で買い取ることと決定し、8 月 16 日（同 11 月 22 日）、預金保険機構の委託に基づき整理回収機構により当該不適資産の買取りが実施された。

18 〔11〕と〔10〕が公表されている。 19 〔11〕と〔10〕が公表されている。

間違った事を知らせることとなっている。たとえば、瑕疵担保特約の有効期間についてであるが、大部分の報道では、日債銀も長銀と同様に3年間である、と報道していたが、日債銀の場合は3年1カ月である。しかも、住専問題のときと同様に、単に国民感情を煽るような報道が多く、事実の詳細さを欠いたものであったように感じられた。そこで、本稿では、金融再生委員会の報告書を中心に、長銀と日債銀の譲渡の経過を検証してみたい。

長銀と日債銀の譲渡経過

長銀と日債銀の譲渡を概観してみると、1998年10月23日に旧長銀（1998年12月13日に旧日債銀）の特別公的管理が決定し、2000年3月1日（同2000年9月1日）まで、特別公的管理銀行として長銀あるいは日債銀が続いた。その後、長銀はパートナーズ社に譲渡され新生長銀に、日債銀はソフトバンク連合に譲渡され新生日債銀となり、再民営化された。さらに、3カ月後に新生長銀と新生日債銀は、それぞれ新生銀行とおおぞら銀行に銀行名を変えて開業している。しかし、こうした譲渡は容易には進まなかった。長銀と日債銀の譲渡は表1のような経過で進んでいった。

（A）特別公的管理銀行（長銀と日債銀）の 保有すべき資産の判定結果

金融監督庁は1998年3月期の自己査定結果に基づき、譲渡前の最後の立入検査を長銀にたいして1998年7月13日、日債銀にたいして7月24日にやり、10月19日に長銀、11月16日に日債銀に資産内容等の検査結果を通知した。このあと1998年3月期の資産内容にたいする譲渡が行われたため、あるいは両行の自己査定であったために、資産内容の劣化を承知しつつも、

パートナーズ社およびソフトバンク連合への譲渡が行われたことが問題にされた。

その後、長銀は1998年10月23日(日債銀は1998年12月13日)、金融再生法第68条第2項に基づき、文書をもって「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる」旨を、金融再生委員会(1998年12月15日までは内閣総理大臣が権限を代行する。)に対して申し出た。その結果、金融再生委員会は、申し出を踏まえ、その財務状況を勘案し、金融再生法第36条第1項に該当するものと認め、同項に基づき、特別公的管理開始の決定を行い、同時に、金融再生法第38条第1項に基づき、預金保険機構が当該特別公的管理開始決定に係る特別公的管理銀行の株式を取得することを決定した。その後、金融再生委員会は、金融再生法第38条第2項に基づき、預金保険機構は特別公的管理銀行である長銀(日債銀)の株式を、1998年10月28日(同1998年12月17日)に取得することを決定した旨を公告した。

その約1年後、預金保険機構は長銀と日債銀の資産判定を、それぞれ1999年11月18日と12月18日に、金融再生法第72条第4項に基づき、金融再生委員会に対して要求した。11月20日には、長銀の資産判定基準が告示(金融再生法第28条)され、その後、金融再生委員会による長銀の資産判定に係る審議の開始が12月17日に開始され、結果の公表までに16回の審議が行われた。同様に日債銀にたいしては2000年3月5日に始まり、結果の公表まで18回審議が行われた²⁾。2000年3月の金融再生委員会の報告[11]で、両行の行内の格付け基準を表A1のように公表した。この格付けランクは、両行の譲渡後の報告ではあるが、譲渡前の最後の金融再生委員会による立入検査に帰するものであり、さらにこの立入検査は両行の自己査定によるものであったことから判断して、表A1は譲渡前の両行独自の格付けランクであると判断できる。

また、表A1で、両行の譲渡先決定までの過去1年間の倒産先を示した。

表 A1-1 長銀の企業格付けと過去1年間の倒産先 (1998年10月～1999年9月)

信用 ランク ^a	適	用	件数 (%)	金額(億円) ^b (%)
R1	信用力が極めて高位	自己査定における正常先	0 (0)	0 (0)
R2	・	自己査定における正常先	0 (0)	0 (0)
R3	・	自己査定における正常先	3 (3.75)	49 (0.28)
R4	信用力が中位	自己査定における正常先	4 (5.00)	8 (0.05)
R5	・	自己査定における正常先	12 (15.00)	6,734 (39.09)
R6	・	自己査定における正常先	3 (3.75)	1,353 (7.85)
		小計	22 (27.50)	8,144 (47.27)
R7	信用力が極めて低位	自己査定における正常先	17 (21.25)	4,328 (25.12)
R8	予防的管理先	自己査定における正常先	0 (0)	0 (0)
		小計	17 (21.25)	4,328 (25.12)
S1		自己査定における要注意先	34 (42.50)	4,271 (24.79)
S2		自己査定における破綻懸念先	5 (6.25)	287 (1.67)
S3		自己査定における破綻先及び 実質破綻先	2 (2.50)	198 (1.15)
計			80 (100)	17,328 (100)

〔出典〕 [11] p.71・p.77より。

a. 最新の業績・決算等に基づいて原則最低年1回の洗い替えを実施。

b. 小口(与信額5000万円未満)を除く本邦系企業。

c. ()内はパーセンテージを表す。

長銀の倒産先企業のうち、自己査定において要注意先(R7とR8)を含めた「正常先」と判断されていた件数は39件(全体の48.75%)であり、金額では1兆2472億円(全体の72.39%)にも達する。一方、日債銀での企業件数は8件(全体の22.23%)、金額では54億円(全体の3.49%)である。この格差は、件数では長銀が日債銀の約4倍、金額では日債銀の資産が7兆3417億200万円であり、長銀の資産が日債銀の約3倍の20兆3098億7300万円であったことから、両行の格差からの相違だけではない、と考えられる。また、両行の全体の倒産先に対する正常先企業が占める割合をみると、日債銀に比べ、圧倒的に長銀が正常先と判断したにもかかわらず、倒産した企業の割合が大きいことが理解できる。このようにみると、長銀の自己査定は日債銀のものよりも、明らかに甘かったという、報道にも頷ける。その後、1999年7月よ

表 A1-2 日債銀の企業格付けと過去1年間の倒産先 (1999年4月~2000年3月)

信用 ランク ^a	適	用	件数 (%)	金額 (億円) ^b (%)
A1	債務償還の確実性が最も高い。	正常先		
A2	・	正常先		
A3	・	正常先		
B1	・	正常先		
B2	・	正常先		
B3	当面の償還能力の確実性は認められ、財務内容にも特段の問題がない。但し、環境の変化により債務償還能力を低下させる要因が顕在化する可能性がある。	正常先		
		小計	2 (5.56)	20 (1.29)
C1	業績が低調ないしは不安定、または、財務内容に問題がある。	要注意先		
C2	業績が極めて低調、または、財務内容に大きな問題がある。	要注意先		
		小計	6 (16.67)	34 (2.20)
D1	今後、経営破綻に陥る可能性が大きい。	破綻懸念先	7 (19.44)	164 (10.61)
D2	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている。	実質破綻先	21 (58.33)	1,328 (85.90)
E	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。	破綻先	0 (0)	0 (0)
計			36 (100)	1,546 (100)

[出典] [10] p.81・p.86より。

a. 最新の決算データに基づいて原則年1回以上見直しを実施。

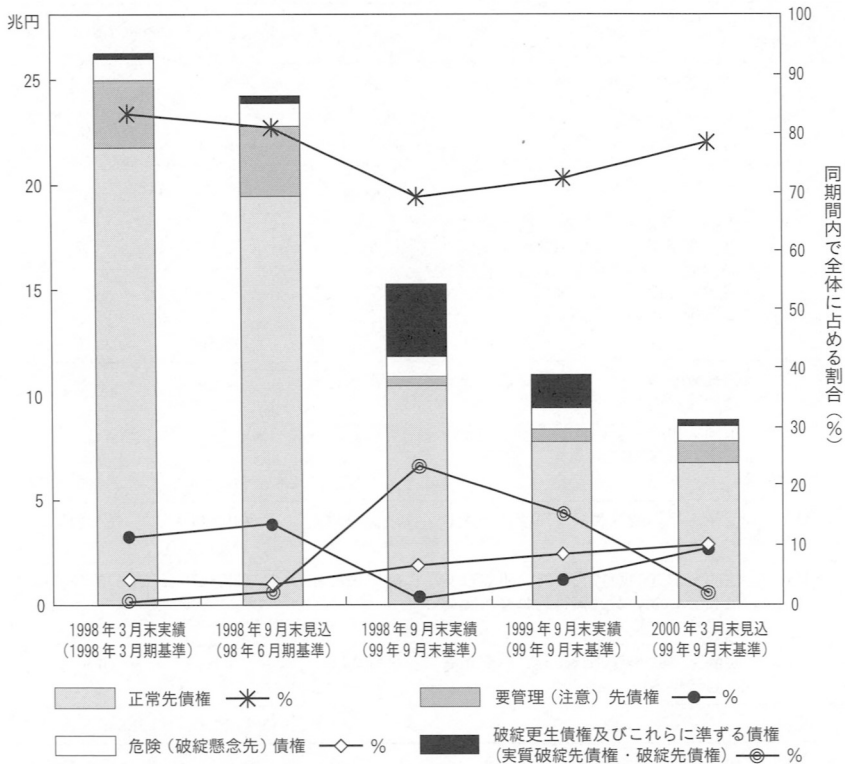
b. 1999年3月末時点。

c. ()内はパーセンテージを表す。

り長銀は新しい金融検査マニュアル等に準拠している、という。

それでは、両行の資産内容を4種類の債権に分けて、時系列的データで示しているグラフA1を概観すると、長銀と日債銀の全体の取引先債権の金額と全体に占める割合の推移は同じ動向を示している。特徴的なのは、他の期間に比べ1999年3月末の正常先債権の割合が減少する一方で、実質破綻先債権・破綻先債権の割合は大きく上昇している、ことである。

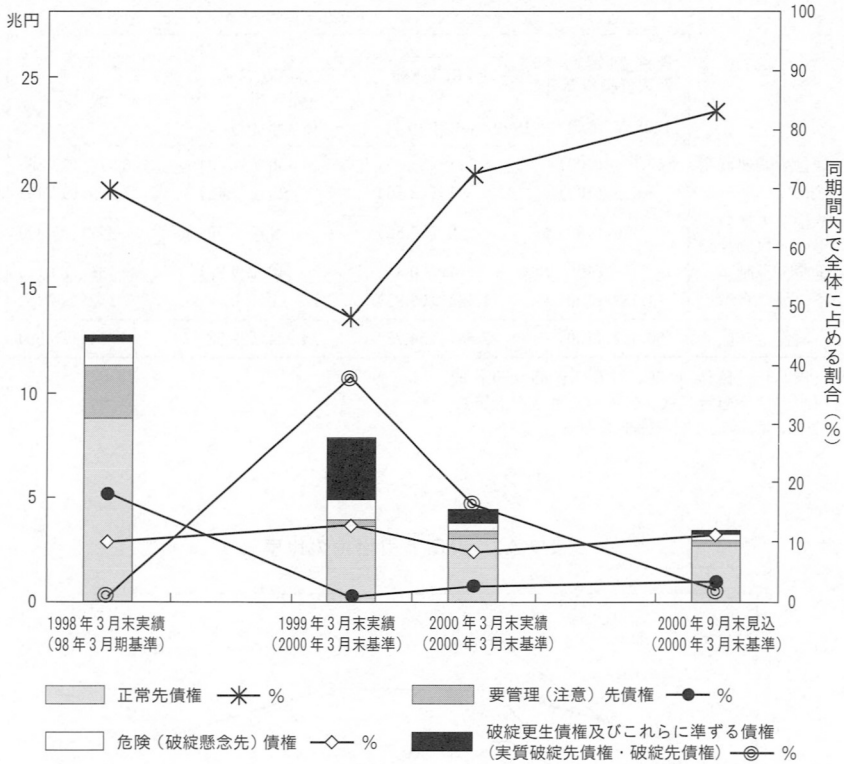
グラフ A1-1 長銀の資産内容



また、表 A1 に対応する期間を、グラフ A1 で観ると、長銀の正常債権の金額は、1998 年 9 月末から 1 年間で、約半分以下へと大きく低下している一方で、実質破綻先債権・破綻先債権は約 3 倍に増加している。これにたいし、日債銀では 1999 年 3 月末からの 1 年間の正常先債権の金額は少し減少したものの、全体に占める割合では大きく増加している。逆に実質破綻先債権・破綻先債権の金額は 1/4 以下に大きく低下している、ことが確認できる³⁾。

グラフ A1 から、両行の実質破綻先債権・破綻先債権が急増した 1999 年

グラフ A1-2 日債銀の資産内容



3月末には、それに対応して、同期の長銀と日債銀の引当金が急増し⁴⁾、同様に、不良債権処理のための個別貸出引当金繰入も急上昇している⁵⁾。このような状況下で、両行は資産に対してどのような引当金を当てたのかをグラフ A2 で観てみよう。グラフは債権に対する引当金の比率であり、正常先債権にたいしては一般貸倒引当金の割合（以下、「正常債権引当率」という。）と不適資産（危険債権と実質破綻先債権・破綻先債権）にたいしては個別貸倒引当金の比率（以下、「不適資産引当率」という。）を示した。これをみると、1999年3月末以降、日債銀に比べ、長銀の不適資産引当率が低い。すなわち、長銀の自

表 A2 長銀と日債銀の不適資産

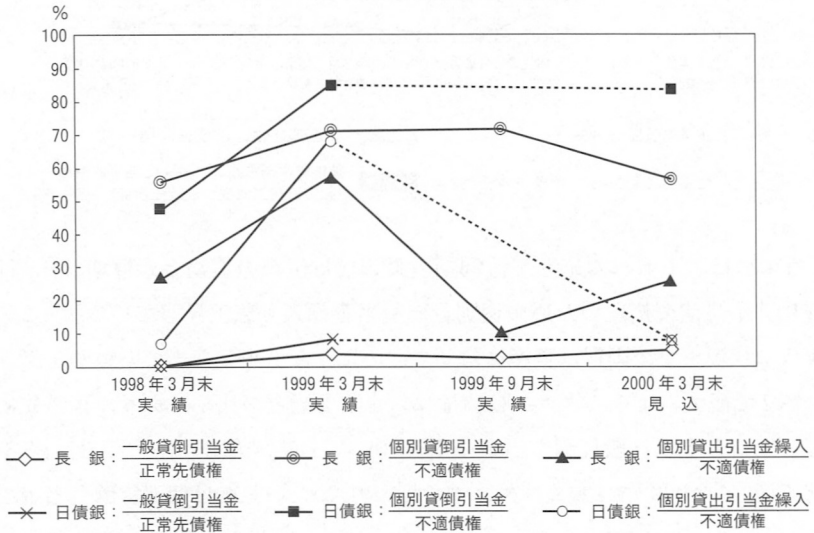
	長 銀 (1999年9月末基準)			
	資産判定時 不適資産残高	第一回 RCC ^a 宛 売却	第二回 RCC 宛 売却	回収等
	1998年10月	1999年8月16日	2000年2月	
貸付金関連資産	47,168 (100)	26,241 (55.63)	14,850 (31.48)	6,077 (12.88)
株 式	1,035 (100)	1 (0.10)	25 (2.42)	1,009 (97.49)
債権その他の 有価証券	336 (100)	8 (2.38)	1 (0.30)	327 (97.32)
動産・不動産	486 (100)	2 (0.41)	48 (9.88)	436 (89.71)
その他の資産	1,337 (100)	1,335 (99.85)	0 (0)	2 (0.15)
合 計	50,362 (100)	27,587 (54.78)	14,924 (29.63)	7,851 (15.59)

〔出典〕 [11]の p.76, [10]の p.85 より作成。

()内は不適資産残高に占める割合を計算。

a. RCC は整理回収機構である。

グラフ A2 資産と引当金の比率



処理状況（単位：億円）

日 債 銀 (2000年3月末基準)			
資産判定時 不適資産残高	第一回 RCC 宛 売却	第二回 RCC 宛 売却	回収等
1998年12月	1999年11月22日	2000年8月	
38,346 (100)	26,134 (68.15)	7,066 (18.43)	5,146 (13.42)
377 (100)	25 (6.63)	217 (57.56)	135 (35.81)
730 (100)	41 (5.62)	20 (2.74)	669 (91.64)
111 (100)	—	63 (56.76)	48 (43.24)
38 (100)	—	24 (63.16)	14 (36.84)
39,602 (100)	26,200 (66.16)	7,390 (18.66)	6,012 (15.18)

已査定が日債銀のものよりも甘かったという、事実が内包されている。また、その判断の甘さにもなって不適資産にたいする個別貸出引当金繰入の比率も高くなった、と考えられる。

それでは、こうした不適資産にたいして、長銀と日債銀はどのような対応をとっていたのかを、表 A2 の不適資産残高の回収額と整理回収銀行 (RCC) への売却金額でみる。そこでは両行の譲渡先決定直前に、ほぼ同額の 3 兆円近い資産を、さらに「経営の健全化のための計画書の提出」の直前に、それぞれ 1 兆 5 千億円と 7 千億円を整理回収銀行へ売却している。そのなかで、95% 以上が貸付金関連資産であり、不適資産残高の回収率は 15% 程度であったことがわかる。

(B) 取得株式の対価の決定

金融再生法第 40 条第 1 項に基づき、預金保険機構が取得した長銀（日債銀）の株式の 1998 年 10 月 28 日（同 1998 年 10 月 17 日）公告時にお

表 B 長銀と日債銀の公告時のすべての資産及び

長 銀 (1998年10月28日基準)			
科 目	金 額	科 目	金 額
A 貸出等与信関連資産	12,509,965	I 債 権 ^g	8,703,670
B 外国為替 ^f	30,530	預 金 ^{bg}	2,719,457
C 有価証券 ^f	2,874,604	譲渡性預金 ^{bg}	243,329
D 金銭の信託	112,346	J 借 用 金 ^{bg}	4,297,958
E 特定取引資産 ^h	1,506,099	E 特定取引負債 ^h	1,187,132
買入金銭債権 ^{df}	166,282	売渡手形 ^{bg}	474,400
コールローン ^{bf}	1,506,567	コールマネー ^{bg}	2,289,819
現金預け金 ^{bf}	669,595	外国為替 ^{bg}	286
F その他資産	869,950	K その他負債	2,056,397
G 動産不動産	63,935	L 退職給与債務	25,804
		支払承諾 ^b	965,154
H 資産合計	20,309,873	M 負債合計	22,963,406
		純資産額	△2,653,533

〔出典〕 株価算定委員会による〔4〕p.14と〔3〕p.14より作成した。

a. 円単位の金額を四捨五入により100万円単位の金額として記載している。

b. 長銀・日債銀の帳簿価額(元本額)をもって評価額とする。

c. 日債銀の帳簿価額(取得価額)をもって評価額とする。

d. 原則として長銀・日債銀の帳簿価額(取得価額)をもって評価額とし、対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定する。

ける対価の額を算定するため、株価算定委員会において1998年12月15日(同1999年5月21日)より検討が開始され、1999年3月30日(同1999年6月14日)まで計13回(同計6回)にわたる審議が行われた。それぞれの決定の翌日には、取得株式の対価の決定の公示が金融再生法第40条第3項に基づき、行われた(〔4〕と〔3〕と〔6〕)。株価算定委員会は、預金保険機構が取得した特別公的管理銀行である株式会社日本長期信用銀行(株式会社日本債券信用銀行)の純資産額を基礎として、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)で定める算定基準に従い、取得株式の対価の公告時における対価の額を決定した、と報告している。

資料Bの評価基準及び表Bの評価の結果を前提として、公告時において

負債の評価額並びに純資産額 (単位: ¥ 100 万^{a)})

日 債 銀 (1998 年 12 月 17 日基準)			
科 目	金 額	科 目	金 額
A 貸出等与信関連資産	4,324,872	I 債 権 ^g	4,025,702
B 外国為替 ^f	14,569	預 金 ^{bg}	2,245,780
C 有価証券 ^f	1,247,549	譲渡性預金 ^{bg}	444,420
D 金銭の信託	80,556	J 借 用 金 ^{bg}	399,420
E 特定取引資産 ^h	523,837	E 特定取引負債 ^h	292,779
買入金銭債権 ^{df}	7,891	売渡手形 ^{bg}	490,100
買入手形	33,200	コールマネー ^{bg}	1,163,500
コールローン ^{bf}	396,792	外国為替 ^{bg}	190
現金預け金 ^{df}	279,829	K その他負債	948,576
F その他資産	398,034	L 退職給与債務	11,726
G 動産不動産	34,573	支払承諾 ^b	366,130
H 資産合計	7,341,702	M 負債合計	10,388,323
		純資産額	△3,046,621

e. 清算するものとしての評価額の算定であることから、考慮していない。

f. 金銭債権の経過利息については「F その他資産」で評価している。

g. 金銭債権の経過利息については「K その他負債」で評価している。

h. デリバティブ取引の評価は、長銀・日債銀の信用力を反映した時価によることがより正確ではあるが、具体的には算定が困難であり、市場金利の仲値を使用して時価を算定した。

長銀が有する純資産額を算定すれば、マイナス 2 兆 6535 億 3300 万円である。したがって、長銀を清算するものとして公告時の資産及び負債を評価し、純資産額を算定すると、長銀は公告時においては債務超過の状態にあったことになる。それゆえ長銀の公告時における発行済み普通株式の総数が 2,417,075,212 株、発行済み第二回優先株式の総数が 100,000,000 株であるが、上記のとおり純資産が債務超過の状態にあるので、それぞれ 1 株当たりの対価の額を 0 円と算定した、と株価算定委員会は報告している。

同様に、公告時において日債銀が有するすべての資産の評価額の合計は、7 兆 3417 億 200 万円であり、また、公告時において日債銀が有するすべての負債の評価額の合計は、10 兆 3883 億 2300 万円であるから、公告時に

いて日債銀が有する純資産額は、マイナス3兆466億2100万円である。

日債銀の、公告時における発行済み普通株式の総数2,501,536,705株、発行済み第二回優先株式、発行済み第三回優先株式、発行済み第四回優先株式の総数はそれぞれ102,000,000株、386,398,000株、120,000,000株であるが、上記のとおり純資産が債務超過の状態にあるので、それぞれ1株当たりの対価の額を0円と算定している。

1. 評価基準の相違

しかし長銀と日債銀の評価基準には、2つの点で違いがみられる。その1つは土地・建物についてのものである。土地・建物については、原則としては、時価又は処分可能見込額等をもって評価額としている。具体的には、長銀の場合、土地について、国内保有分は路線価に時点修正をして算定した評価額、それ以外については帳簿価額（取得価額）によっている。しかし日債銀の場合、土地については、鑑定のあるものについては鑑定評価額、その他のものについては原則として直近の路線価評価額によっている。

第2に「デリバティブ取引」についてである。長銀の場合、デリバティブ取引のうち、時価会計が導入されている「E 特定取引資産・特定取引負債」については、時価評価する一方、資産項目として考慮すべきものの1つである「デリバティブ取引（銀行勘定）」については時価評価していない⁶⁾。日債銀の場合、デリバティブ取引については、両項目とも時価評価を行っている点である。

2. 未知数の評価額

また、表Bの純資産の額に影響を与え得る主な項目としては次のものがある。しかしこれらを考慮しても長銀と日債銀が公告時に債務超過であった事実に変わりがない、と株価算定委員会は報告している。まず、評価額が上がる可能性をみてみよう。

2.1. 評価額が上がる可能性

長銀のケースでは以下の3点である。

- ・いわゆる関連会社⁷⁾に対する貸出金等与信関連資産については、貸出金額に比し担保等による保全額が小さい一方、長銀以外の大口債権者が少ないことから、担保等保全額以上の回収が期待されるケースがあり得る⁸⁾。
- ・住専処理に関する更正処分に係る訴訟係属中の仮払税金については、判決の不確実性等にかんがみ、0円と算定しているが、長銀が勝訴した場合には、返還される⁹⁾。
- ・ヘッジ手段であるデリバティブ取引(銀行勘定)についてのみ評価損益を考慮して算定するとすれば、評価益が認識される¹⁰⁾。

また、日債銀のケースでは以下の2点である。

- ・ゴルフ場等の担保においては、評価額以上の回収が期待されるケースがあり得る¹¹⁾。
- ・いわゆる関連会社に対する貸出金等与信関連資産については、担保等保全額以上の回収が期待されるケースがあり得る¹²⁾。

つぎに、評価額の下がる可能性を考えてみる。

2.2. 評価額が下がる可能性

長銀と日債銀の評価額が下がる可能性として、両行ともに共通する点は、海外資産についての譲渡可能価額、カントリーリスク等も考慮すると、評価額が下がることも考えられる¹³⁾。個別のケースとしては、日債銀の1997年4月のクラウン・リーシング株式会社の倒産をめぐって提起されている訴訟について、その判決の結果によっては、他の系列ノンバンク等に関係して、今後提起されるかもしれない訴訟等によるものも含め、損失が発生する可能性がある¹⁴⁾。

(C) 譲渡先の決定

1999年9月28日、特別公的管理下にあった長銀がニュー・LTCB・パートナーズ（以下、「パートナーズ社」という。）に譲渡されることが決定した¹⁵⁾。パートナーズ社は米国リップルウッド・ホールディングスを中心に世界有数の金融機関等の出資により設立されたアムステルダムに本拠を置くパートナーシップ（組合類似契約）である。パートナーズ社への出資者の多くは投資期間を10年から15年あるいはそれ以上の期間にわたって出資を継続していく予定である、と金融再生委員会は確認している（〔1〕・〔11〕・〔19〕）。

2000年8月1日にソフトバンク連合が日債銀の株式を取得し、8月2日に新日債銀として開業予定であったが、4月27日には、金融再生委員会がソフトバンク連合との譲渡交渉期限を1カ月延長すると発表した〔24〕。さらに5月31日には、譲渡交渉の白紙を公表したが〔24〕、結局、6月6日に『日債銀譲渡交渉に係る基本合意』〔14〕が交わされた。6月26日には、譲渡が9月1日に延期する決定がなされ（〔26〕・〔30〕）、6月30日には最終合意が行われた〔15〕。

8月25日に、金融再生委員会がソフトバンク企業連合へ正式譲渡することを承認し〔37〕、9月1日にソフトバンク連合に譲渡され、再民営化が行われ、9月4日から営業を開始した¹⁶⁾。この日、ムーディーズ・インベスターズ・サービスは財務格付けを9段階の最低のEから「Eプラス」に一段階引き上げ、長期債務格付けを投資適格級で一番下の「Baa3」に据え置くと発表した〔42〕。ムーディーズは財務格付け引き上げの理由として「日債銀の実質的な自己資本の状況が改善されたため」と指摘。長期債務格付けの維持については「新たな事業戦略の効果が不透明なため」などとしている〔38〕。日債銀の新しい行名は「あおぞら銀行」と8月30日に決定し、2001年1月4日から、あおぞら銀行に行名を変更した。

また金融再生委員会は、11月16日に日債銀の譲渡先選定作業に入り¹⁷⁾、ソフトバンク連合を最優先譲渡交渉先に決定した。それぞれの譲渡先の出資に関しては表C1のとおりである。ここで、長銀の譲渡先の出資者の出資額等は公表されていない。

それでは、パートナーズ社による長銀買収とソフトバンク連合による日債銀買収に係る株式譲渡と増資について観てみよう。金融再生委員会と預金保険機構が公表している報告書から、できる限り正確な値を表C2で示したが、一部報告書からは判断できない値に関しては、約で表した。また、以下では報告書をもとに、主な項目に説明を加えるとともに、預金保険機構と旧長銀または旧日債銀と譲渡先のフローチャートを図Cで表した。まず、長銀買収を考える。

1. パートナーズ社の長銀買収に係る買収条件の概要¹⁸⁾

旧長銀あるいは特別公的管理下での長銀から新生銀行への株式の変動をみる。

1.1. 株式譲渡・増資・減資消却

(A) 長銀の既存株式(普通株式2,417,075,212株、優先株式1億株)のうち普通株式の全株を10億円で預金保険機構より取得する。ここで、既存優先株式は廃止された金融安定化緊急措置法に基づき当時の整理回収機構が長銀より引き受けたもので、購入価格は1300億円であった。長銀の特別公的管理開始に伴い対価0円で機構が取得した。その現行条件は以下の通りである。

- ・配当率は年1%
- ・普通株式への転換権付きで、転換価格は1999年10月1日より1株当たり180円となり、以後同額で固定。
- ・強制転換は2008年で、それまでの間も随時転換可能。

表 C1-1 長銀の主な出資者

長 銀 の 出 資 者 (1999年9月28日現在)

リップルウッドホールディングス LLC (米国)
 ペインウエーバー [証券] (米国)
 ドイチュ・バンク・アレックス・ブラウン (ドイツ)
 メロン・バンク・コーポレーション (米国)
 ザ・バンク・オブ・ノヴァ・スコシア (カナダ)
 バンコ・サンタンダー (スペイン)
 セント・ジェームス・プレース・キャピタル・plc (英国)
 GE・キャピタル・コマーシャル・ファイナンス・インク (米国)
 トラベラーズ・インベストメント・グループ・インク [保険] (米国・シティグループ)
 ABN・アムロ・バンク (オランダ) 等の外国金融機関

日本国内の法人にもパートナーズ社の持分を譲渡する形で、出資を募集する予定

- (B) 長銀の既存優先株式のうち 74,528,000 株は引き続き機構が保有し、残りの 25,472,000 株は無償消却する。
- (C) 政府に対し、早期健全化法に基づき、新生銀行の新規発行無決議権優先無額面株式 6 億株を 2400 億円 (1 株当たり 400 円) で引きうけるよう要請する [公的資本増強]。その他の主要条件は以下の通りである¹⁹⁾。
- ・ 2005 年から転換可能。
 - ・ 転換価格は 1 株当たり 400 円又は市場価格 (上場前は 1 株当たりの純資産額) のいずれか低い方 (ただし、300 円が下限)。
 - ・ 2007 年に強制転換。
- (D) 新生銀行の新規発行普通株式 3 億株を 1200 億円 (1 株当たり 400 円) で引き受ける [出資]。
- つぎに、こうした株式の変動による資本勘定の変動を観てみよう。

1.2. 資本勘定

- (E) 新規普通株式の増資 1200 億円 (3 億株 × @400 円) のうちの半分 600 億円を資本金に組み入れる。残りの半分 600 億円を資本準備金に組み入

表 C1-2 日債銀の主な出資者

日債銀の新株主 (2000年6月30日発表)	出資比率 (%)	出資額 (億円)
ソフトバンク	48.88	493
オリックス	14.99	151
東京海上火災保険	14.99	151
(外資系金融機関)		
サーベラス (米)	5.01	51
パシフィック・キャピタル・グループ (米)	4.01	41
リーマン・ブラザーズ (米)	2.50	25
チェース・マンハッタン (米)	0.50	5
UBS (スイス)	0.50	5
シリコン・バレーバンク (米)	0.25	3
(地方銀行など 96 金融機関)		
全国地方銀行協会加盟行 (46 行)	4.56	46
第二地方銀行協会加盟行 (47 行)	3.21	32
全国信用金庫連合会	0.20	2
全国信用組合中央協会	0.20	2
全国労働金庫協会	0.20	2
合 計	100	1,010

れる。

(F) 新規優先株式の増資 2400 億円 (6 億株 × @400 円) のうちの 2220 億円を資本金に組み入れる。残りの 180 億円を資本準備金に組み入れる²⁰⁾。

これらは長銀の新生銀行への譲渡による株式と資本の変動であった。つぎに、旧日債銀あるいは特別公的管理下での日債銀からあおぞら銀行への株式の変動をみる。

2. ソフトバンク連合の日債銀買収に係る買収条件の概要²¹⁾

2.1. 株式譲渡・増資・減資消却

(A) 日債銀の既存株式は普通株式 2,501,536,705 株、優先株式 6 億 839 万 8 千株であり、この既存優先株式の内訳は第二回が 1 億 200 万株、第三回が 3 億 8639 万 8 千株、第四回が 1 億 2000 万株である。報告書による公表はないが、新聞報道によれば、このうち、普通株式の全株を 10 億円

表 C2-1 長銀の株式譲渡・減増資の

		実施前	
		株式譲渡	
政 府	預金保険機構 整理回収機構	2,517,075,212 株	△2,417,075,212 株
	普通株式 (既存)	(A) 2,417,075,212 株	(A) 2,417,075,212 株
	第二回 優先株式 (既存)	(A) 100,000,000 株	
	優先株式 (新規)		
パートナーズ社			+2,417,075,212 株
	普通株式 (既存)		+2,417,075,212 株
	普通株式 (新規)		
合 計		2,517,075,212 株	0 株
		実施前	
		当期利益 〔株式売却益を含む〕	
資本勘定計 (単体)		0 円	+1100 億円 (見込)
	資 本 金	3907 億円	
	資本準備金	—	
	その他剰余金	△3907 億円	+1100 億円 (見込)

〔出典〕 [19] pp.2-3 と [20] pp.1-2, [11] pp.81-87 を参考に、より正確な値が

で預金保険機構より取得する。

(B) 日債銀の既存普通株式の全株と既存優先株式のうち第二回分と第三回分の全株を無償消却する。第四回既存優先株式の7185万6千株を無償消却し、残りの4814万4千株は引き続き機構が保有する。

(C) 政府に対し、早期健全化法に基づき、あおぞら銀行の新規発行第五回

概要（2000年3月1日基準）

増減株式数		実施後 2000年3月末見込
増資	減資・消却	
+600,000,000株	△25,472,000株	674,528,000株 (19.9%)
		0株
	(B) △25,472,000株	(B) 74,528,000株 (2.2%)
(C) +600,000,000株 @400円 2400億円		600,000,000株 (17.7%)
		2,717,075,212株 (80.1%)
		2,417,075,212株 (71.2%)
(D) +300,000,000株 @400円 1200億円		300,000,000株 (8.8%)
+900,000,000株	△25,472,000株	3,391,603,212株
増減金額		実施後 2000年3月見込
増資	減資	
+3600億円	0円	4700億円（見込）
(E) +600億円	△2214億円	4513億円
(F) +2220億円		
(E) +600億円	+2214億円	2994億円
(F) +180億円		
		△2807億円（見込）

わかれば、置き換えている。

無決議権優先無額面株式8億6666万7千株を2600億10万円（1株当たり300円）で引き受けるよう要請する〔公的資本増強〕。その他の主要条件は以下の通りである²²⁾。

- ・2005年から転換可能。
- ・転換価格は1株当たり270円又は市場価格（上場前は1株当たりの純

表 C2-2 日債銀の株式譲渡・減増資の

		実施前	株式譲渡
政 府			
預金保険機構 整理回収機構		3,109,934,705 株	△2,501,536,705 株
普通株式 (既存)	(A)	2,501,536,705 株	(A) △2,501,536,705 株
優先株式 (既存)	(B)	608,398 千株	
第二回		102 百万株	
第三回		386,398 千株	
第四回		120 百万株	
第五回 優先株式 (新規)			
ソフトバンクグループ			+2,501,536,705 株
普通株式 (既存)			+2,501,536,705 株
普通株式 (新規)			
合 計		3,109,934,705 株	

		実施前	当期利益 [株式売却益を含む]
資本勘定計 (単体)		0 円	+ 約 991 億円
資 本 金		3531 億円	
資本準備金		0 円	
その他剰余金		△3531 億円	(J) + 約 991 億円

[出典] [10] p.6 を参考に、より正確な値がわかれば、置き換えている。

- 預金保険機構に対する保有株式売却益等を含めた額。
- [10] p.3 と pp.90-99 を参照。

資産額) のいずれか低い方 (ただし、225 円が下限)。

- ・ 2012 年に強制転換。

(D) あおぞら銀行の新規発行普通株式約 33,333 万株を 1200 億円 (1 株当たり 300 円) で引き受ける [出資]。

概要 (2000年9月26日基準)

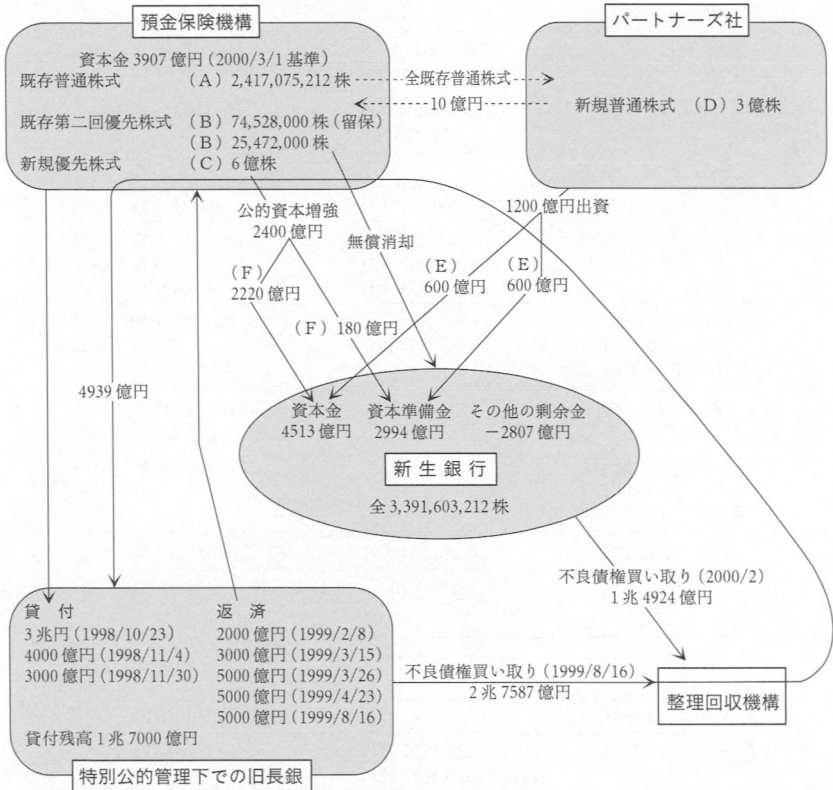
増減株式数		実施後 2001年3月見込
増資	減資・消却 ^a	
+866,667千株	△560,254千株 (無償消却)	914,811千株
		0株
	(B) △560,254千株	48,144千株
	△102百万株	0株
	△386,398千株	0株
	△71,856千株	48,144千株
(C) +866,667千株 ^b @300円 総額2600億10万円		866,667千株
+約33,333万株		約2,834,866,705株
		2,501,536,705株
(D) +約33,333万株 ^c @300円 総額約1000億円		約33,333万株
+約1,200百万株	△560,254千株	約3,749,677,705株
増減金額		実施後 2000年3月見込
増資	減資	
+約3600億10万円	0円	約4591億10万円
(E) +約3267億10万円	(G) △約1107億円 (H) △約1053億円 (I) △約440億円	約4198億円
(F) +約333億円	+約2600億10万円	約333億円 約60億10万円

c. 正確な数値は公表されていない。公表された値の中で、最も近い値は[10] p.22より。

2.2. 資本勘定

(E) 新規優先株式2600億10万円(@300円×866,667千株)の全額と新規普通株式約1000億円(@300円×約33,333万株)のうちの667億円の合計、約3267億円を資本金に組み入れ、新規普通株式約1000億円の残りの約

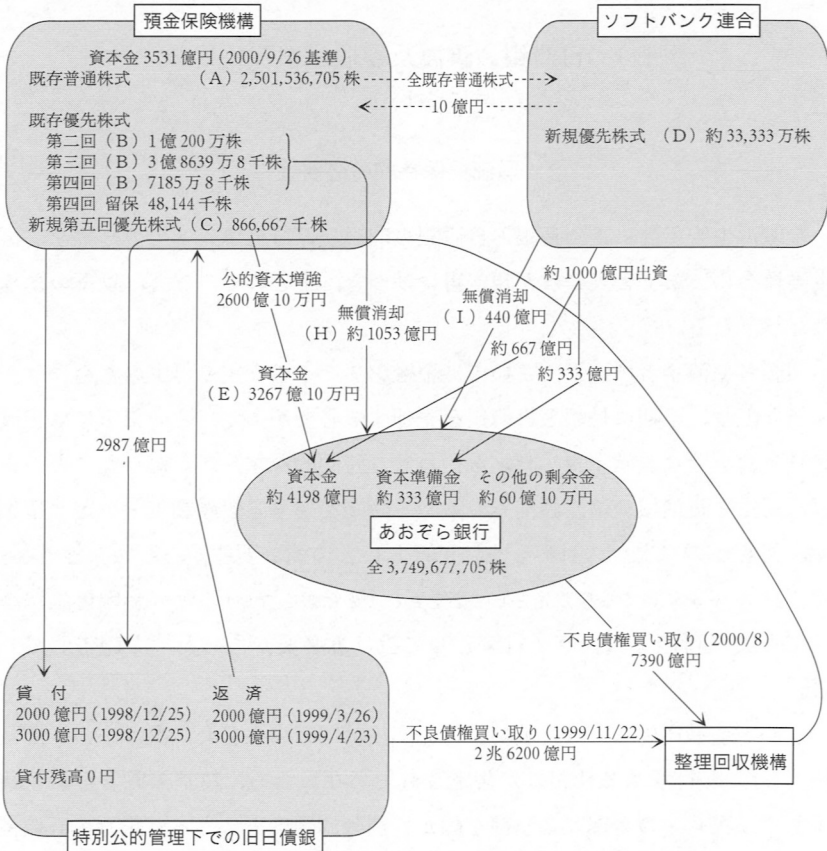
図 C1 長銀譲渡のフローチャート



333 億円を資本準備金に組み入れる。

- (F) 新規普通株式約 1000 億円 (@ 300 円 × 約 33,333 万株) のうち、約 333 億円を資本準備金に組み入れ、残りの約 667 億円を資本金に組み入れる。
- (G) 2000 年 8 月 31 日の臨時株主総会において、減資決議以前の増資により、普通株式の額面を超えて資本に組み入れられた額、約 1107 億円の減資が決定された。
- (H) 2000 年 8 月 31 日の臨時株主総会において、第二回優先株式全株と第

図 C2 日債銀譲渡のフローチャート



三回優先株式全株と第四回優先株式 120 百万株のうち 71,856 千株の無償消却による約 1053 億円の減資が決定された。

- (I) 2000 年 9 月 26 日の臨時株主総会において、2000 年 9 月 2 日の普通株式発行 (資本組入額 667 億円) に伴い、額面金額を超えて資本に組み入れられた額のうち、約 440 億円の減資される予定。
- (J) 報告書では公表されていないが、約 991 億円のうち、日債銀保有株式

の売却益を自己資本に繰り入れる²³⁾。

(D) 日債銀の譲渡及び瑕疵担保特約の 考え方等について

1. 瑕疵担保特約の必要性

金融再生委員会による長銀と日債銀の瑕疵担保特約導入までの経緯を、再生委員会によって公表された報告書に基づき、まとめてみると、以下のような見解となる。

預金者や債務者の保護、ひいては金融システムの安定や再生のためには、可能な限り、早期に長銀と日債銀を売却する必要がある、そのためには譲渡候補者に十分な資産調査・査定を行わせる時間的な余裕がなかったこと、また、長銀と日債銀の譲渡候補先もお金と時間を要する資産調査・査定を望まず、何らかの二次ロス対策を設けてほしいとの強い要望があったこと（それだけのコストをかけても譲渡先として選定されるとは限らない）、から金融再生法の下でも実施可能な二次ロス対策として設ける必要があった、と報告している。

しかし金融再生法では、破綻銀行売却後に同行に生じた二次ロスの一部を国（売主）が補填する仕組みが規定されていないため、特別公的管理終了後生じる二次ロスの全部又は一部を国が特別公的管理下にあった銀行に直接補填することは困難であると考えた。その理由として、「住専法」には、ロス・シェアリングの規定があり、その反対解釈として金融再生法ではロス・シェアリングは認められない、と考えたからである、としている。このため、金融再生委員会では、資産判定作業の経緯から、民法上の公平の原則に基づく瑕疵担保責任の法理上可能な二次ロス対策として瑕疵担保特約を考えた、としている²⁴⁾。

1999年2月19日の長銀の資産判定の結果公表後の春には、すでに瑕疵担

保特約ではなく、米国流のロス・シェアリング方式を導入する議論が交わされていたが、金融再生委員会が、将来の国の負担を事前に約束するのは、財政の単年度主義に抵触する恐れがあるとして見送ったとする報道もある[32]。また、今回の瑕疵担保特約は一次損失を隠すためのものであった、とする報道も存在する²⁵⁾。さらに、瑕疵担保条項は、1998年夏の金融国会で民主党が提案した議員立法であり、政府が議員立法の改正を提案しない“慣行”がある。仮に政府提案で法改正しようとしても、内閣法制局の審議など部内手続きに数カ月はかかる、という[36]。衆議院法制局によると、議員立法の場合、権威を持った法解釈となる「有権解釈」の権限は「一義的には政府にあるが、立法者の意思も尊重される」としており、「特に金融再生法のように施行から短期間のうちに政府解釈と立法者意思が異なる場合、政府は相当程度の説明責任を負う」という[29]。

しかし金融再生委員会が採用しなかったロス・シェアリング方式は、その方式に欠点があったからではなく、住専問題によって、税が間接的にも住専につき込まれたことに対する国民感情によるものであったからである。今回もまた、国民感情を掻き立てるようなマスメディアの報道が多かった。しかしすでに、瑕疵担保特約は結ばれている。そこで、本稿では、長銀と日債銀の譲渡までの経緯を、金融再生委員会によって公表された報告書を中心にしてまとめ、ファイナンスの視点から、譲渡時点での瑕疵担保特約の価値を導出するための、資料としていきたい。ここで、金融再生委員会の報告書は、現在も展開・改新中であるが、すでに膨大な量となっており、譲渡当時の再生委員会の意思決定を知る上で、重要なものと思われる。また、金融再生委員会とマスメディア、特に新聞報道等とのデータおよび見解の相違がみられるため、ここで委員会の報告書を検討することが必要である、と思われる。

2. 瑕疵担保特約・引当金方式・

ロス・シェアリング方式の相違

まず、長銀と日債銀の瑕疵担保特約の考え方等について、金融再生委員会による報告書に基づき、まとめてみたい²⁶⁾。ここで、再生委員会と新聞等が公表した内容とが、大きく異なる点としては、瑕疵担保特約の有効期間であり、長銀と日債銀ともに、買取時から3年以内であるとの報道であったが、日債銀の場合の金融再生委員会の報告では譲渡後3年1カ月以内としている点である。

2.1. 長銀の譲渡及び瑕疵担保特約の考え方等について

金融再生委員会の報告書による、長銀との瑕疵担保特約について、引用する。

- ① 長銀買取時において預金保険機構が新生銀行に貸出関連資産を売却・譲渡したものとみなす。
- ② 長銀買取時から3年以内の間に、当該資産に瑕疵があり、2割以上の減価が認められた時は、新生銀行は当該資産の譲渡を解除することができる²⁷⁾。
- ③ 解除の場合、預金保険機構は当該資産の返還と引き換えに当該資産の当初簿価（当初引当金控除後ベース）に相当する金額（それまでの間に返済額があれば、その額を控除した額）を新生銀行に払い戻す。
- ④ ②の「2割以上の減価」とは、同一債務者に対する全貸出関連資産のその時点での簿価総額（その時点での引当金控除後ベース）の総額が、それら貸出関連資産の当初簿価の総額と比較して2割以上減額していることをいう。
- ⑤ ②の「瑕疵」とは、当該貸出関連資産に関し金融再生委員会が「長銀が引き続き保有することが適当」と判断した根拠について、長銀買取時から3年以内に変更等が生じたか、又は真実でなくなったことが判明したことを言う²⁸⁾。しかし、簿価の減価が長銀買取後の専らニュー・LTCB・パートナーズ又は新生銀行の責めに帰すべき事由によって生じた場合は「瑕疵」に含まれない。

- ⑥ 債務者から債券放棄の正式要請を受けてこれに応じた時は、新生銀行は当該資産について解除権を持たないものとする。
- ⑦ 解除権の対象となる貸出関連資産は各債務者ベースで1億円以上のものとし、長銀買取後に更新借換及びロールオーバーされたもの等実質的に同一性のある貸出関連資産を含み、新規実行分を含まない。
- ⑧ 長銀買取時から3年以内の間に、戦争、自然災害、経済大恐慌等による債務者の状況の悪化が生じた時は、上記とは別に、預金保険機構と新生銀行は公平な負担のあり方について誠実に協議する。

2.2. 日債銀の譲渡及び瑕疵担保特約の考え方等について

長銀と同様に、金融再生委員会は、次のように日債銀についての瑕疵担保特約について、公表している。

瑕疵担保特約の内容として、日債銀譲渡後3年1ヶ月の間は、ある債務者を金融再生委員会が「善意かつ健全な債務者」と判断した根拠が真実でなくなった場合等を「瑕疵」と考え、そのような「瑕疵」が明らかになった場合で、かつ、その債務者に対する貸出債権の実質価値が、日債銀の譲渡時と比較して2割以上減価した場合に国が責任を負い、譲渡時の実質価値相当額（債権の額面マイナス引当金）で引き取ることにする（従って日債銀譲渡後にあおぞら銀行²⁹⁾の責めに帰すべきような事由で債権の価値が下落しても「瑕疵」には該当しない）。

あおぞら銀行はその債務者に対する貸出債権が上記（「瑕疵」に該当しかつ2割以上の減価）の場合にあたれば、その引取を国（預金保険機構、以下「機構」）に求めることができ、機構は貸出債権及びその引当金の引取りと引き換えに、その貸出債権の日債銀譲渡時の実質価値相当額をあおぞら銀行に支払う取り決めとする。なお、引当金とは、将来の資産価値の減少のリスクに見合った合理的な見積額を損失として計上するものである。

また、新生銀行やあおぞら銀行は原則四半期ごとに預金保険機構に買い取りを請求することができる。そのたびに公的資金による買い取り費用がどれくらい発生しているのか、国民負担がどれくらい増える可能性があるのかな

どを公表することも検討課題として浮上しそうである[33]。

この瑕疵担保条項があれば中途半端に債権価値が下がるより、大きく下落した方が銀行に有利になる場合もある。銀行が損失を抑える努力をしない、モラルハザード（倫理の欠如）が生じやすいという点からも世論の批判を浴びた[35]。すなわち、コール・オプションの保有者であると解釈できる。

2.3. 引当金方式とロス・シェアリング方式

こうした瑕疵担保特約とは異なる2つの方式を考え、それぞれの相違を明らかにしておこう。第一の引当金方式は、譲渡時に国が一件一件の貸出債権を精査、将来の損失に備えて引当金を積んでおく方式である[31]。この方式は、国が譲渡時に一括して負担を計上するために、透明度は高まるが、ただ、債権の精査に時間がかかるうえ、瑕疵担保条項に比べると譲渡時の国民負担は膨らむ傾向がある。第二のロス・シェアリング方式は、将来の損失を売り手である国と買い手が分担する方式で、欧米では一般的である[31]。この方式は、将来の国民負担が不透明だが、買い手が損失を抑える努力をしてモラルハザード（倫理の欠如）を防げるとみられている。このため、2001年4月に施行の改正預金保険法で導入されることになる。しかし、米国では、受け皿銀行がリスクの小さいものだけをつまみ食いするなどの弊害が問題化し、同様の特約を1992年以降は取りやめたという³⁰⁾。

瑕疵担保方式と引当金方式とロス・シェアリング方式との相違を、複数の新聞から表にまとめてみると、表Dのようになる。

2.4. 長銀と日債銀からの融資企業の破綻処理

そごう破綻処理によって、一応の破綻処理方法の道筋が明らかになってきた。まず、長銀と日債銀からの融資企業の破綻処理方法は、大きく分ければ、長銀・日債銀が瑕疵担保特約に従って、権利を行使するケースと行使しないケースに分けられよう。しかしながら、両行とも損失を被らないように

表 D 破綻銀行売却の損失負担方式の相違（単位：億円）

	瑕疵担保方式	引当金方式	ロス・シェアリング方式
国民負担 当初引当金	4,790	6,000～7,000 ¹	不明
国民負担 追加負担	不明	なし ²	一部負担 ³
受け皿銀行の モラルハザード防止	劣っている	優れている	普通
処理（資産算定）スピード	速い	遅い	速い
現行法下での適用	可	可 ⁴	不可 ⁵
適用例	長銀 日債銀	東京相和銀行 幸福銀行など	住専 米国の地域金融機関など

〔出典〕 [26], [31], [34], [44]より作成。

1. 引当金方式の当初負担は国民銀行などの第二地銀の破綻例から試算された[31]。
2. 借り手企業の業績回復で資産価値が上がれば引当金が過剰になり、買い手に不当利得を生む短所がある[44]。
3. 損失補填の期限は通常譲渡後5～7年と、今回採用された「瑕疵担保特約」より長く、国民が負担を強いられる期間が長くなる[44]。
4. 新生銀行とあおぞら銀行への適用には契約を一度破棄する必要があった[44]。
5. 新生銀行とあおぞら銀行への適用には預金保険法を改正する必要があった[44]。

するであろう。そこで、まず瑕疵担保特約を行使するケースを考える。

この場合、瑕疵担保特約の行使により、預金保険機構がそれら不良債権を買い戻し、その後、その債権を放棄するか否かを決定する。第一の方法は、預金保険機構が買い取り債権を保有し続け、債権を回収するケースである。このとき、預金保険機構は新規融資ができないため、この企業の資金繰りは厳しくなり、さらに、預金保険機構が要した公的資金（すなわち、国民の税金）は、長銀あるいは日債銀からの引当金以上を必要とすることとなる。その後、この債権放棄をされた企業が再建すれば、公的資金が回収されるが、再建できなければ、潜在的に第二の方法と同額で、最大の損失となる恐れがある。第二の方法は、預金保険機構が長銀あるいは日債銀からの買い取り債権を放棄するものであり、債権放棄をされた企業の再建がかなり容易になるが、預金保険機構が要した公的資金は、すべて回収不能となり、3つの方式の中で最大の損失となる。過去の預金保険機構による債権放棄の例としては、北海道拓殖銀行の融資先だった百貨店向けの一部の債権放棄がある

[28]。

つぎに、瑕疵担保特約を行使しない第三の方法である。これは、預金保険機構が買い取るべき分も含めて、他の取引行が長銀あるいは日債銀の債権放棄を引き受け、再建計画を進めるパターンが考えられる。この方法による例は、中堅ゼネコンのハザマの債権処理であった。国が債権放棄を拒否する分、民間銀行の負担は増大するが、企業の再建がかなり容易になる。最後の第四の方法は、新生銀や日債銀の債権額が大きく、他の銀行の肩代わりが難しいケースに対応するものである。この場合、民事再生法や会社更生法など倒産法制の整備も進んでいるだけに、債権放棄をあきらめ法的整理に向かう可能性が大きい。このケースの一例がそごうであった。

(E) 預金保険機構による債権放棄の判断基準

取引先からの債権放棄の要請に対しては、1999年1月20日付けの「金融再生委員会の運営の基本方針」に示されている考え方に則り、以下の諸点を総合的に勘案して、慎重に対応していく所存である、という（[11] p.78）。

- ・債権放棄を通じて取引先の再建が図られ、残存債権の健全化といった経済合理性が認められること。
- ・再建計画等を通じて当該取引先の経営責任が明確にされていること。
- ・債権放棄による支援により、企業破綻による社会的損失を回避しうること。

2000年9月19日には、金融再生委員会と預金保険機構は、「瑕疵担保特約」によって買い戻した債権について、国が借り手企業からの債権放棄要請に応じた場合、非上場の企業も含めたすべて企業名や放棄額を公表する方針を固めた。放棄を受け入れる際の判断基準では、従来の(1)国民負担の最小化、(2)法的整理になった場合の社会的影響、(3)経営責任の明確化、(4)他のすべての融資銀行団の協力、(5)株主責任の明確化、の5基準を具体化し

た。経営責任では、私財提供や刑事・民事上の責任の有無の調査など法的整理並みの厳格な対応を求め、株主責任の明確化も条件づけた。また、一部債権放棄後に預保機構に残る債権の確実な回収を図るため、預保機構が他の融資銀行より優先的に返済を受けることを原則とした〔25〕・〔42〕・〔45〕。

おわりに

長銀と日債銀に係る一連の譲渡が、2001年1月4日のあおぞら銀行の開業により、一応の決着をみた。しかし譲渡事態には、いまだ国民と金融再生委員会（政府）との間の蟠りが存在する。本稿では、そうした譲渡に関連した金融再生委員会の公表を中心に、できる限り客観的な報告に基づき、譲渡経過を追ってみた。そこでは、どうしても報告書には確定できない推測値による見込が介在せざるを得ない。今後、日本経済の先行きによって変わってくるであろう値を、金融再生委員会が如何にして推測したかが、問われるときが訪れるであろう。

しかし、そうした将来の不確実性を、如何にして予測していくか、さらにその確率を上昇させるかがファイナンスに帰せられた使命である。次稿では、国民がもっとも気がかりな両銀行に付された「瑕疵担保特約」について、当時の金融再生委員会の判断が正しかったどうかを、オプション・プライシング・モデルを使って判定してみたい。

〔注〕

*本稿は2001年12月公表分の資料に基づく。

- 1) 以下では、株式会社日本長期信用銀行を「長銀」、株式会社日本債券信用銀行を「日債銀」という。
- 2) 〔18〕と〔16〕が公表されている。
- 3) このような両行の問題債権は2000年中間期には表面化していた。
- 4) 付表A1を参照せよ。
- 5) 付表A2を参照せよ。

- 6) 仮にヘッジ手段であるデリバティブ取引（銀行勘定）のみを時価評価した場合には、長銀については、評価相当額 578 億 2 千万円となる。この場合、資産判定上特別公的管理銀行が保有する資産として不適当とされた債務者との間のデリバティブ取引に係る評価損益は、その回収可能性に疑義があるものと判断されることから、上記評価損益相当額に含めていない。
- 7) 長銀は〔11〕 p.47、日債銀は〔10〕 p.48 を参照せよ。
- 8) 資料 B の「A 貸出金等与信関連資産」(注 3) を参照せよ。
- 9) 資料 B の「F その他資産 ③ 仮払金」を参照せよ。
- 10) 資料 B の「H ② デリバティブ取引（銀行勘定）」を参照せよ。
- 11) 資料 B の「A 貸出金等与信関連資産」(注 2) を参照せよ。
- 12) 資料 B の「A 貸出金等与信関連資産」(注 3) を参照せよ。
- 13) 資料 B の「A 貸出金等与信関連資産」(注 4) を参照せよ。また、長銀は海外業務からの全面撤退を表明しており、カントリーリスク等を考慮すると、評価額が下がることも考えられる（資料 B の「H ⑤ 海外拠点からの撤退」を参照せよ）。
- 14) 資料 B の「M ④ その他の債務」を参照せよ。
- 15) 新生銀行の会長・会長兼社長（最高経営責任者）は八城政基、社外取締役はシニア・アドバイザーのボルガー（前米国 FRB 議長）と、出資者でもある青木昭・樋口廣太郎・今井敬・楨原稔であり、新生銀行の経営陣取締役会は 14 人程度で構成し、うち過半数の 8 人は日本人。また、金融等の専門家、出資者代表を取締役に招聘し、コーポレート・ガバナンスが適切に機能する取締役会とする。
- 16) あおぞら銀行の新経営陣は、〈常勤〉取締役社長（執行役員最高経営責任者）：本間忠世（元日銀理事 2000 年 9 月 20 日死去）、〈常勤〉専務取締役（専務執行役員）：小寺義信（元第一勧業銀行参与）、〈非常勤〉社外取締役として、孫正義（ソフトバンク社長）・宮内義彦（オリックス会長）・樋口公啓（東京海上火災保険社長）・笠井和彦（ソフトバンク取締役元安田信託銀行会長）・ジェームス・ダンフォース・クエール（元米国副大統領）・トーマス J. バラック Jr.（パシフィックキャピタルグループ・マネージングディレクター、元米内務副長官）・マイケル J. オハンロン（リーマン・ブラザーズ証券東京支店マネージングディレクター）・常盤文克（花王特別顧問元花王社長）・松田昌士（東日本旅客鉄道会長）・池尾和人（慶応義塾大学教授）・成毛真（インスパイア社長、前マイクロソフト日本法人社長）、その他は監査役 4 名、専務執行役員 2 名、執行役員 13 名である（〔10〕 pp.58-59 より）。
- 17) 〔41〕を参照のこと。これまでに買取提案書を提出したのは、ソフトバンク、イトーヨーカ堂、オリックス、東京海上火災保険の国内四社連合のほか、米大手証券リーマン・ブラザーズ証券、米投資ファンドのサーベラス・グループ、仏パリバ銀行の海外勢。このほか米投資会社コールバーグ・クラビス・ロバートなども意欲を示し

ている，と公表している。

- 18) [11] p.3・p.5 と [1] と [19] を参照せよ。
- 19) 詳細は [11] pp.81-87 を参照せよ。
- 20) 詳細は [4] p.13 と [3] pp.81-87 を参照せよ。
- 21) [10] pp.2-3 と pp.5-6 を参照せよ。
- 22) 詳細は [10] pp.90-99 を参照せよ。
- 23) [27] では，日債銀の保有株式の売却益 850 億円を自己資本に繰り入れる，と報道している。
- 24) 民法 570 条〔売主の瑕疵担保責任〕

売買の目的物に隠れたる瑕疵ありたるときは第五百六十六条（地上権等による制限等がある場合の売主の担保責任）の規定を準用す但強制競売の場合は此限に在らず

民法 566 条〔地上権等による制限等がある場合の売主の担保責任〕

- ① 売買の目的物か地上権，永小作権，地役権，留置権又は質権の目的たる場合に於て買主か之を知らざりしときは之かために契約を為したる目的を達すること能はざる場合に限り買主は契約の解除を為すことを得其他の場合に於ては損害賠償の請求のみを為すことを得
- ② 前項の規定は売買の目的たる不動産の為に存せりと称せし地役権か存せざりしとき及び其不動産に付き登記したる賃貸借ありたる場合に之を準用す
- ③ 前二項の場合に於て契約の解除又は損害賠償の請求は買主か事実を知りたる時より一年内に之を為すことを要す

2000 年 7 月 17 日の衆院大蔵委員会で，民主党の仙谷由人氏は，久世公亮金融再生委員長が瑕疵担保特約は金融再生法 60 条の「付帯業務」に基づくものだと説明したと述べた〔29〕。

- 25) 民法では，売買に際して，隠れた瑕疵があり，買い手がこれを知らずに契約の目的を達成できない時に，買い手は買い戻しを請求できるとしている。ところが金融再生委員会は，旧長銀が抱えたライフ，第一ホテル，そごうなどの「灰色債権」を譲渡対象からはずさなかつたため，1999 年 2 月 19 日実施の資産査定結果では，総じて甘めの評価に終始したとされる。買い手のニュー・LTCB・パートナーズもそれを承知で，譲渡後の債権劣化のリスクをカバーする同条項に同意したという。売り手も買い手も，売買契約の前提として，譲渡対象の債権に問題があるのを知っていたなら，「隠れた瑕疵」ではなく，「隠された瑕疵」となる〔40〕。
- 26) 長銀に関しては，〔19〕 p.3 と〔20〕 pp.2-3 より抜粋した。ここで，「新生長銀」という表現を「新生銀行」と書き換えた。

日債銀に関しては，〔17〕 pp.1-2 を参照せよ。

- 27) 価値が2割以上減っているかどうかは、まず、新生銀行自身が資産価値を評価し、同行の監査法人の証明付きで預保機構に申し込む。預保機構は30日以内に回答する。双方が納得しなければ、中立機関（会計事務所など）に裁定を依頼することになっている[28]。
- 28) この条項は、新生銀が企業からの債権放棄の要請に応じた段階で失効してしまうのがポイント。要請を応諾した後で貸出金が劣化すれば、新生銀に損失が発生する。新生銀としては、預金保険機構に買い取ってもらい、将来損失が発生するリスクをなくしたいのだろう[28]。
- 29) 報告書による「新生日債銀」を「あおぞら銀行」とした。
- 30) 2000年8月2日の衆議院予算委員会での志位和夫氏（共産党）の意見[44]。

〔参考文献〕

〈金融再生委員会〉 <http://www.fsa.go.jp/>

- [1] 「覚書」。
- [2] 「株価算定委員会委員」 (<http://www.fsa.go.jp/frc/info/i004.html>)。
- [3] 「株式会社日本債券信用銀行に係る取得株式の対価について 平成11年6月14日 株価算定委員会」。
- [4] 「株式会社日本長期信用銀行に係る取得株式の対価について 平成11年3月30日 株価算定委員会」。
- [5] 「株式会社日本長期信用銀行と株式会社日本債券信用銀行の子会社・関連会社一覧 長銀の子会社・関連会社一覧」。
- [6] 「(株)日本債券信用銀行に係る取得株式の対価算定の概要 平成11年6月14日」。
- [7] 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第46条に基づく計画書 平成11年2月26日 株式会社日本債券信用銀行」。
- [8] 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第46条に基づく計画書 平成10年12月15日 株式会社日本長期信用銀行」。
- [9] 「金融再生委員会委員」 (<http://www.fsa.go.jp/frc/info/i003.html>)。
- [10] 「経営の健全化のための計画（金融機関の早期健全化のための緊急措置に関する法律第5条）平成12年9月 株式会社日本債券信用銀行」。
- [11] 「経営の健全化のための計画（金融機能の健全化のための緊急措置に関する法律第5条）平成12年3月 株式会社日本長期信用銀行」。
- [12] 「経営合理化計画：金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第47条に基づく計画書 平成11年2月26日 株式会社日本債券信用銀行」。
- [13] 「経営合理化計画：金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第47条に基

づく計画書 平成 10 年 12 月 11 日 株式会社日本長期信用銀行」。

- [14] 「谷垣委員長記者会見の概要【平成 12 年 6 月 6 日（火）於：金融再生委員会
見室】」（http://www.fsa.go.jp/frc/gaiyou/gaiyou_01/ga030.html）。
- [15] 「谷垣委員長記者会見の概要【平成 12 年 6 月 30 日（金）於：金融再生委員会
見室】」（http://www.fsa.go.jp/frc/gaiyou/gaiyou_01/ga037.html）。
- [16] 「日本債券信用銀行の資産判定結果 平成 11 年 5 月 24 日 金融再生委員会」
（<http://www.fsa.go.jp/frc/news/n030.html>）。
- [17] 「日本債券信用銀行の譲渡及び瑕疵担保特約の考え方等について 平成 12 年 8
月」（<http://www.fsa.go.jp/frc/nsg/nsg.html>）。
- [18] 「日本長期信用銀行の資産判定結果 平成 11 年 2 月 29 日 金融再生委員会」
（<http://www.fsa.go.jp/frc/news/n010.html>）。
- [19] 「ニュー・LTCB・パートナーズの長銀買取に係る事業計画案及び買取条件の骨子
平成 11 年 9 月 28 日現在」。
- [20] 「ニュー・LTCB・パートナーズの長銀買取に係る事業計画案及び買取条件の概要」
- [21] 「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告 平成 11 年 6
月」（<http://www.fsa.go.jp/frc/giji/g002a.html>）。
- [22] 「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告 平成 11 年 12
月」。
- [23] 「（別紙 1）ニュー・LTCB・パートナーズの長銀買取に係る事業計画案及び買取
条件の骨子 平成 11 年 9 月 28 日現在」。

〈新聞〉

- [24] 産経新聞朝刊「【けいざいQ&A】日債銀譲渡なぜ延期 瑕疵担保責任への理解
深めるため……」2000 年 7 月 27 日付。
- [25] 西日本新聞朝刊「◎瑕疵担保条項 見直し焦点に」2000 年 7 月 18 日付。
- [26] 朝日新聞朝刊「「瑕疵担保」扱い焦点 1 カ月延期 代表、実行に疑問」2000
年 7 月 27 日付。
- [27] 東京読売新聞朝刊「日債銀の譲渡決定 「2 次損失」対応置き去り 金融再生法
の改正論議、再燃も 図＝日債銀譲渡の仕組み」2000 年 8 月 26 日付。
- [28] 日本経済新聞朝刊「新生銀の買い取り請求 Q & A —— 価値 2 割減で請求が可能
に、預保機構が厳正審査へ」2000 年 6 月 22 日付。
- [29] —— 「〈図表〉新生銀の債権買い取り請求の流れ」2000 年 7 月 18 日付。
- [30] —— 「〈図表〉臨時国会と日債銀譲渡の日程」2000 年 7 月 26 日付。
- [31] —— 「日債銀譲渡 1 カ月延期決定——ソフトバンク社長会見、契約見直し
なら白紙」2000 年 7 月 27 日付。
- [32] —— 「瑕疵担保論議の根源、灰色債権隠しの甘い査定にあり」2000 年 7 月

付表 A1 長銀と日債銀の

	長 銀 (1999年9月末基準)			
	1998年3月末 実績	1999年3月末 実績	1999年9月末 実績	2000年3月末 見込
一般貸倒引当金	308 (4.08)	4,137 (10.79)	2,207 (9.95)	3,520 (37.33)
個別貸倒引当金	7,069 (93.53)	32,326 (84.31)	18,441 (83.15)	5,900 (62.57)
特定海外債権 引当金	7 (0.09)	105 (0.27)	10 (0.05)	10 (0.11)
貸倒引当金	7,383 (97.68)	36,568 (95.38)	20,658 (93.15)	9,430 (100)
債権売却損失引当金	175 (2.32)	975 (2.54)	1,002 (4.52)	—
特定資産処分損失 引当金	—	797 (2.08)	517 (2.33)	—
合 計	7,558 (100)	38,340 (100)	22,178 (100)	9,430 (100)

〔出典〕 [11]の p.72, [10]の p.82 より作成した。

()内はパーセンテージを表す。

付表 A2 長銀と日債銀の不良

	長 銀 (1999年9月末基準)		
	1998年3月末 実績	1999年3月末 実績	1999年9月末 実績
不良債権処理損失額 (A)	6,166 (100)	28,315 (100)	10,570 (100)
貸出金償却	515 (8.35)	38 (0.13)	27 (0.26)
個別貸出引当金繰入	3,331 (54.02)	26,244 (92.69)	2,708 (25.62)
CCPC 向け債権売却損	57 (0.92)	96 (0.34)	—
協定銀行等への資産売却損 ^a	—	—	7,665 (72.52)
その他債権売却損	298 (4.83)	319 (1.13)	59 (0.56)
そ の 他	1,965 (31.87)	1,619 (5.72)	111 (1.05)
一般貸倒引当金繰入額 (△取崩) B	△259 (△4.20)	3,829 (13.52)	△1,930 (△18.26)
合 計 (A) + (B)	5,908	32,145	8,640

〔出典〕 [11]の p.76, [10]の p.85 より作成した。

()内は不良債権処理損失額 (A) に占めるパーセンテージを表す。

a. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条で定められた協定銀行等への債権売

[研究ノート] 長銀・日債銀の譲渡経過 (中川(裕))

引当金の状況 (単位: 億円)

日 債 銀 (2000年3月末基準)			
1998年3月末 実績	1999年3月末 実績 ^a	2000年3月末 実績 ^a	2000年9月末 見込
198 (2.81)	3,005 (7.91)	2,459 (19.83)	2,210 (43.08)
6,728 (95.36)	33,477 (88.15)	8,787 (70.86)	2,920 (56.92)
5 (0.07)	0 (0)	—	—
6,931 (98.24)	36,482 (96.06)	11,245 (90.69)	5,130 (100)
125 (1.77)	984 (2.59)	1,006 (8.11)	—
—	511 (1.35)	148 (1.19)	—
7,055 (100)	37,977 (100)	12,400 (100)	5,130 (100)

a. 不適資産を含む。

債権処理状況 (単位: 億円)

日 債 銀 (2000年3月末基準)			
2000年3月末 見込	1998年3月末 実績	1999年3月末 実績 ^b	2000年3月末 実績 ^b
10,795 (100)	1,410 (100)	28,538 (100)	1,156 (100)
27 (0.25)	323 (22.91)	519 (1.82)	22 (1.90)
2,733 (25.32)	995 (70.57)	27,036 (94.74)	820 (70.93)
—	2 (0.14)	50 (0.18)	0 (0)
7,665 (71.01)	—	—	194 (16.78)
259 (2.40)	—	—	—
111 (1.03)	90 (6.38)	934 (3.27)	121 (10.47)
△620 (△5.74)	△76 (△5.39)	2,808 (9.84)	△546 (△47.23)
10,175	1,334	31,346	610

却損。

b. 不適資産処理額を含む。

- 29 日付.
- [33] —— 「日債銀, 来月譲渡へ—— 新生銀・日債銀の債権買い取り請求, 500 億円超す可能性」2000 年 8 月 3 日付.
- [34] —— 「旧長銀譲渡, 国会で審議, 迅速さか透明性か, すれ違い—— 資産チェック認められず」2000 年 8 月 4 日付.
- [35] —— 「瑕疵担保条項って何? (初歩的な質問ですが)」2000 年 8 月 6 日付.
- [36] —— 「金融再生法, 見直し時機逸す—— 経済法制の弱点露呈」2000 年 8 月 18 日付.
- [37] —— 「ソフトバンク連合, 日債銀譲渡受け入れ, きょうにも再生委と合意」2000 年 8 月 23 日付.
- [38] —— 「米ムーディーズ, 日債銀格付け, 「財務」のみ 1 段階上げ—— 市場・世論なお厳しい目」2000 年 9 月 5 日付.
- [39] 日本経済新聞夕刊「かわいそうな「瑕疵担保」—— 本当は一次損失隠し? (ニュース複眼)」2000 年 8 月 8 日付.
- [40] 北海道新聞朝刊「日債銀の譲渡先選び*再生委 作業を本格化*候補は内外 4 グループ」1999 年 11 月 17 日付.
- [41] —— 「新日債銀*課題抱え前途多難」2000 年 9 月 5 日付.
- [42] —— 「買い戻し債権放棄の企業名などを公表へ*瑕疵特約で金融委」2000 年 9 月 21 日付.
- [43] 毎日新聞朝刊「[早わかり] 銀行譲渡の瑕疵担保特約 国民負担, 業績が左右」2000 年 7 月 30 日付.
- [44] —— 「衆院予算委で, 森首相「予定通り実施」 政府も「特約は不可欠」—— 日債銀譲渡」2000 年 8 月 3 日.
- [45] —— 「新生・日債銀の瑕疵担保特約で, 債権放棄企業を公表—— 再生委など方針」2000 年 9 月 20 日付.
- [46] —— 「[ニュースキュー 2000] 本間・日債銀社長自殺 再建へ重なる試練」2000 年 9 月 22 日付.

資料 B 取得株式の対価

A 貸出金等与信関連資産 (貸出金並びに貸出金と同様に債務者区分等の自己査定の対象となる外国為替, 貸付有価証券, 未収収益, 仮払金, 未収金及び支払承諾見返) に関しては, 回収可能性を考慮して評価するものとし, 回収可能性については金融再

生委員会が行った特別公的管理銀行の保有する資産として適当である否かの判定(以下「資産判定」という。)の結果を踏まえている。

資産の区分		評価額
適当		原則として債務者区分毎に、過去の一年当たり貸倒実績率に対象債権の平均残余年数を乗じた額を控除した額
不適当	正常先債権及び要注意先債権	担保等で保全されていない額の50%を控除した額
	破綻懸念先債権・実質破綻先債権及び破綻先債権	担保等で保全される額

外国為替等、貸出金以外の貸出金等与信関連資産についても、上記と同様の評価方式による。

(注1) 本文の評価方式のうち、特別公的管理銀行が保有する資産として不適当とされた貸出等与信関連資産に係る評価方式は預金保険機構が用いた例を参考にしたものであり、現時点で利用可能な方式の中ではより合理的なものと判断される。また、特別公的管理銀行が保有する資産として最適とされた貸出金等与信関連資産に係る評価方式も、受皿金融機関が明らかでない現時点で利用可能な方式の中ではより合理的なものと判断した。

(注2) 貸出金等与信関連資産の担保土地に係る評価においては、原則として直近の路線価額によっており、いわゆる掛け目を用いた評価は行っていない。

ただし、長銀の場合、ゴルフ場等の評価においては、収益還元価格、土地価格等を勘案した評価額を用いている。預託金については、返還請求権をめぐる紛争等による担保価値の減額の可能性が大きいことから、収益還元価格より控除している¹⁾。

(注3) いわゆる関連会社への貸出金については、担保等による保全額が少額のものが多く、本文の評価方式によると評価額が低くなっている。しかし、長銀あるいは日債銀からの借入が大半である場合には、担保等による保全をしていなくても残余財産による配当が期待されるケースがあり、仮に他の債権者に劣後して返済されたとしても、担保等保全額以上の回収額が期待されるケースもあり得る。しかし、その担保等保全額以上の回収額の具体的な算定は理論上はともかく実際には極めて困難であること等を考慮し、本文の算定方式に従った。

なお、上記の担保の中には、長銀(日債銀)グループ以外からの借入がなく実質上長銀(日債銀)の一行取引である先との間で、長銀(日債銀)の同意なくしては他の債権者に担保保全の手続を省略しているケースがあるが、その担保としての評価については、その契約内容及び債権者の大半が長銀(日債銀)である事実を考慮し、通常の担保と同様の取扱いとした。

(注4)²⁾ 特別公的管理銀行が保有する試算として適当とされた貸出金等与信関連試算のうち、特別公的管理開始後に法的整理手続によって債権額が減額された債権については、減額後の債権額をもって評価額としている。

(注5) 海外の貸出金等与信関連資産については、譲渡可能価額、ントリーリスク等も考慮して評価額を算定することが考えられるが、現実には極めて困難であるため、国内の貸出金等与信関連資産と同様の評価方式を用いている。

(注6) 長銀・日債銀は国内の本店及び支店の土地・建物をいわゆる関連会社へ売却済みであり、当該関連会社に対しては買入資金としての貸出金債権及び賃貸に伴い差入れた保証金権利金の返還請求権等の債権を有している。このような関係を踏まえ、当該保証金権利金の返還請求権については、貸出金等と信関連資産に含めることとし、また、その評価については買入資金としての貸出金に合算して本文の方式によることとしている。

(注7) 外貨建資産・負債の円換算に用いたレートは、公告時の仲値である(以下、同様)。

B 外国為替(資産)については、長銀・日債銀の帳簿価額(元本額又は取得価額)をもって評価額とする。

C

区 分	評 価 額
① 時価及び時価相当額があるもの	当該時価及び時価相当額
② ①以外のうち長銀が貸出を行っている者	貸出金の評価方式に準じる
③ ①以外のうち長銀が貸出を行っていない者	株式は(当該会社の簿価 ³⁾)純資産額、債権は額面額、その他は可能見込額。これにより難しい場合は、長銀の帳簿価額(取得価額を原則とし、既に必要な評価減を行ったものについては、当該評価減額を控除した額)

(注) 日債銀については、1998年12月13日に特別公的管理の開始決定がされ、同時に、預金保険機構が同行の株式を取得する旨の決定がされているが、その株式の評価額については、1998年10月27日の時価によるものとした。

D 信託財産のうち時価があるものについては時価をもって評価額とし、その他の信託財産については原則として処分可能見込額等をもって評価額とし、処分可能見込額等の算定が困難なものについては長銀・日債銀の帳簿価額(取得価額)をもって評価額とする。

E 特定取引資産については、時価評価額をもって評価額とする。

長銀の場合、1998年10月末日における時価評価額を基礎として計算した額をもって公告時の時価に代替した⁴⁾。

日債銀の場合、資産判定上、特別公的管理銀行が保有する資産として不適とされた取引(係争中取引を含む)に係る評価益は、その回収可能性に疑義があるものと判断されることから計上していない⁵⁾。

F その他の資産は①未収収益^d、②未収金⁶⁾、③仮払金^d、④入会金預託金、⑤保管有価証券などのその他の資産^d、である。原則として、時価又は処分可能見込額等の把握が可能なのは当該価額をもって評価額とし、それ以外のものは帳簿価額をもって評価額とした。ただし、帳簿価額による場合においても対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定した。

この項目のうちで、帳簿価額と評価額の間で大きな異動のあるものは、長銀の場合、金銭の信託、仮払金中の仮払税金⁷⁾であり、日債銀の場合、金銭の信託、動産不動産、その他の資産である。

③長銀の仮払金の中には仮払税金（1469億4100万円）が含まれているが、これは、住専処理の際の無税処理を税務当局に否認されて更正処分を受けたことに係る税額を、当該更正処分について裁判で争っていることから、長銀が仮払税金として計上しているものである。これについては、公告時において裁判の結果を予測することの不可能性等を考慮し、評価額は0円と算定した。

また、住専処理に係る更正処分以降、長銀は税務当局から還付された税額（累計27億8800万円）を仮受税金として負債と認識してきた（仮受金の一部）。この仮受税金の取扱いも最終的には裁判結果を踏まえて決められることになること等を考慮し、その負債としての評価額は0円と算定した。

以上の仮払税金及び仮受税金の評価により、長銀の純資産額は1441億5300万円減少することとなる（△1469億4100万円＋27億8800万円）。

なお、この他の係争案件については、純資産額に重大な影響を与えるものはないと判断した。

④入会金預託金については、時価（相場）があるものは時価をもって評価額とし、その他のものは預託金の返還予定額をもって評価額とする。入会金預託金の返還予定額については、その全額又は一部について返還されない場合も考えられるが、全額返還されるものとして評価した。

⑤保管有価証券などのその他の資産の前払費用については、清算価値が認められないことから、その評価額は0円と算定する。

（注）日債銀のALM運用は必ずしもリスク中立を厳密には指向しておらず、1998年12月17日の公告の時点においては、ヘッジ対象である貸出金、債券等とヘッジ手段との関係が希薄である。このため、後述⁸⁾のようにヘッジ対象である貸出金、債券等の資産及び負債については金利差に基づく時価評価をしないものの、デリバティブ取引（銀行勘定）については、時価評価額をもって評価額とし、評価損益を認識している。なお、デリバティブ取引の評価は、日債銀の信用力を反映した時価によることがより正確ではあるが、具体的には算定が困難であり、市場金利の仲値を使用して時価を算定した。

G 動産不動産は①土地・建物、②動産（絵画・置物を含む。）、③建設仮払金、④保証金権利金、である。

①土地・建物については、原則としては、時価又は処分可能見込額等をもって評価額とする。具体的には、長銀の場合、土地については、国内保有分は路線価に時点修正をして算定した評価額、それ以外については帳簿価額（取得価額）によっている。日債銀の場合、土地については、鑑定のあるものについては鑑定評価額、その他のものについては原則として直近の路線価評価額によっている。建物については、長銀・日債銀の国内保有分のうち帳簿価額（取得価額から減価償却累計額を控除した額）が2億円以上のものについては固定資産税評価額、それ以外については長銀・日債銀の帳簿価額によっている。長銀の海外保有分のうちロンドン支店の土地・建物については、鑑定評価額によっている。

（注）リース取引の中には、解約不能のオペレーティング・リース取引があるが、当該取引の多くは海外店の建物のリースであり、長銀と日債銀は海外からの全面撤退を宣言していることから、未払債務総額52億1700万円（4億8700万円）を長銀（日債銀）の負担とし、「K その他負債」に算入している。

②動産（絵画・置物を含む。）については、帳簿価額（取得価額又は取得価額から減価償却累計額を控除した額）をもって評価額とする。絵画・置物については、個別の鑑定により評価するのは實際上極めて困難であることから、帳簿価額（取得価額）をもって評価額とした。

③建設仮払金については、処分可能見込額等によって評価すべきであるが、当該見込額等の算定が困難であるため、原則として帳簿価額（取得価額）をもって評価額とする。長銀の場合、ロンドン支店に係る建設仮払については、海外からの撤退に伴い、後に損失となることが十分予想されるため、それを考慮して算定する。

④保証金権利金については、原則として、帳簿価額（取得価額又は取得価額から減価償却累計額を控除した額）をもって評価額とする。また、約定等により返還されないこととなる部分については、その評価額は0円と算定する。

（注）ソフトウェア開発費用については、清算価値が認められないことから、その評価額は0円と算定する。

H 上記のほか、資産項目として考慮すべきもの①債券繰延資産、②デリバティブ取引（銀行勘定）、③税効果会計^e、④営業権^e、⑤海外拠点からの撤退、⑥金利差に基づく貸出金等の時価評価、及びその取扱いは以下のとおりである。

① 債券繰延資産

債券発行差金については、金利調整部分としての性格を有するものであり、資

産としての取扱いはせず、帳簿価額（取得価額から償却累計額を控除した額）をもって評価額とし、当該帳簿価額を債券額（負債額）から控除するものとする。

また、債券発行費用については、清算価値が認められないことから、その評価額は0円と算定する。

② デリバティブ取引（銀行勘定）⁹⁾

長銀の場合、デリバティブ取引（銀行勘定）については、ヘッジ対象とヘッジ手段の契約主体が必ずしも同一ではないことを考慮し、ヘッジ対象である債券等の評価額は元本額を基礎として算定し、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の評価額は評価損益を考慮して算定するという考え方がある一方、ヘッジ行為に着目し、ヘッジ対象とヘッジ手段を一体としてヘッジ手段を同様の評価方法¹⁰⁾とするという考え方もある。現時点においては、いずれの考え方によるべきかの判断を行うことは一般に困難であること及び主たるヘッジ対象である債券等の資産及び負債については、後述¹¹⁾のように原則として時価評価しないことから、デリバティブ取引（銀行勘定）の評価損益は考慮しないこととした。

デリバティブ取引のうち、時価会計が導入されている「E 特定取引資産・特定取引負債」については、時価評価する一方、② デリバティブ取引（銀行勘定）については時価評価していない。

（注）仮にヘッジ手段であるデリバティブ取引（銀行勘定）のみを時価評価した場合には、長銀については、評価相当額578億8200万円となる。この場合、資産判定上特別公的管理銀行が保有する資産として不適当とされた債務者との間のデリバティブ取引に係る評価損益は、その回収可能性に疑義があるものと判断されることから、上記評価損益相当額に含めていない。

日債銀の場合、デリバティブ取引については、時価会計が導入されている「特定取引勘定資産・特定取引負債」について時価評価するとともに、銀行勘定分についても時価評価を行っている。

⑤ 海外拠点からの撤退

長銀と日債銀ともに、具体的には算定が困難であることから、当該損失は考慮されていない。しかし長銀では、海外業務からの全面撤退を表明しており、当該撤退に係る損失が別途発生するものと考えられる。日債銀では、1997年4月に海外拠点の撤退方針を決定しており、支店については閉鎖済みであるが、その他の拠点についても、今後閉鎖を行うことで資産売却等による損失が発生する可能性がある。

⑥ 金利差に基づく貸出金等の時価評価

貸出金等については、約定金利と公告時の市場金利の差額により評価損益を算出するという考え方もあるが、そのような時価評価は行っていない。

I 債券については、長銀・日債銀の帳簿価額（発行価額）から「H 資産項目 ①」に基づき、債券発行差金を控除した金額をもって評価額とする。

（注）負債項目についても時価評価する考え方もあるが、負債項目は通常元本額及び経過利息の弁済をすれば足りることから、「E 特定取引資産」を除き、時価評価は行っていない（以下同様）。

J 劣後債務については、その元本額相当額を負債と認識した。

K その他負債（未払費用、前受収益、借入有価証券、仮受金、未払金等）については、長銀・日債銀の帳簿価額（元本額等）をもって評価額とする。

（注1）長銀の場合、「G 動産不動産 ①土地・建物（注）」の解約不能のオペレーティング・リース取引に係る未払債務を含む。

（注2）日債銀の場合、未払賞与については、労働協約に基づいた交渉によって金額が確定するが、公告時においては金額が確定していないため、負債として認識していない。

（注3）日債銀の場合、デリバティブ取引（銀行勘定）については前述¹²⁾のように時価評価額をもって評価額とし、評価損益を認識していない。

L 退職給与債務については、退職金要支給額のうち、適格退職年金でカバーされるものを控除したものを長銀の負担とする。日債銀の場合、退職金規程に定める退職金額のうち、適格退職年金及び厚生年金基金の年金現価相当額を控除した額に過去勤務債務を加えた額を評価額とする。

（注1）長銀は、従来、退職金要支給額の一部を退職給与引当金として計上している。日債銀は、従来、退職金要支給額より、適格退職年金規定及び厚生年金基金規定により計算される年金現価相当額を控除した金額を退職給与引当金として計上している。

（注2）長銀（日債銀）の場合、適格退職年金資産のうち生命保険会社運用分の保証利回りは1.5%ないし2.5%（同1.5%から2.5%）である一方、予定利回りは5.5%で計算されており、保証利回りを基礎として計算した実質利回りと予定利回りとの差による損失（以下「利差損」という。）が発生する見込みである。また、年金資産のうち信託銀行運用分の実質利回りは、生命保険会社運用分（生命保険会社）のように予め決まっているものではないが、直近の運用利回りを考慮すると、当該資産分からも利差損が発生する可能性は高い。上記の利差損は合計で数億円と見込まれるが、（当該影響額についてはその評価が困難なことから、）退職給与債務の評価額に含めていない。

日債銀の場合、適格退職年金については、1998年3月31日時点において、年金資産は過去勤務債務分10億7600万円について責任準備金を下回っており、当該過去勤務債務については、負債として認識している。

（注3）長銀の調整年金制度については、1998年3月31日時点において、当該年金に係る債務は年金債務をもってすべて充当されるものと認められるが、公告時の財産の状況及び利差損等の可能性を考慮すると、公告時において、結果として追加負担となるか余剰になるかは不明である。当該影響額については、その評価が困難なことから、退職給与債務の評価額には

含めていない。

日債銀の厚生年金基金については、1998年3月31日時点において、年金資産は過去勤務債務分10億7600万円について数理債務を下回っており、当該過去勤務債務については、負債として認識している。また、厚生年金基金についても利益損が数億円発生するものと見込まれるが、当該影響額についてはその評価が困難なことから、退職給与債務の評価額には含めていない。

M 上記のほか、負債項目として①債権売却損失引当金、②貸倒引当金・特定債務者引当金、③特別法人の引当金、④その他の債務¹³⁾、及びその取扱いは以下のとおりである。

① 債権売却損失引当金

共同債権買取機構が買取債権を第三者に売却する際に発生する損益（いわゆる二次損失）は持込金融機関に帰属することとされているため、長銀・日債銀は従来、その二次損失分を債権売却引当金として計上している。この引当金の取扱いについては、「A 貸出金等与信関連資産」に含まれている共同債権買取機構向け債権の控除項目とした。

② 貸倒引当金・特定債務者引当金

長銀・日債銀の貸倒引当金と長銀の特定債務者引当金については、銀行会計では通常負債項目とされているが、本算定作業においては「A 貸出金等与信関連資産」の控除項目とした。

③ 特別法人の引当金

長銀（日債銀）の特別法人の引当金900万円（同800万円¹⁴⁾については、その性質・金額等を考慮し、その評価額は0円と算定する。

④ その他の債務

日債銀に関連して、1997年4月のクラウン・リーシング株式会社の倒産をめぐって系統金融機関より起訴されている訴訟については、その判決の結果によっては、他の系列ノンバンク等に関係して今後提起されるかもしれない訴訟等によるものも含め、損失が発生する可能性があるが、判決の不確実性に鑑み負債として認識していない。なお、この他の係争案件については、純資産額に重大な影響を与えないと判断した。

〔資料Bの注〕

- 1) [3]のみ記載されている。
- 2) (注4)は[4]のみに記載されている。
- 3) この文言は[3]のみに記載されている。
- 4) この項目は[4]のみ記載されている。

- 5) この(注)は〔3〕のみ記載されている。
- 6) 未収金について、原則として長銀の帳簿価額（元本額）をもって評価額する一方、日債銀の帳簿価額（元本額）をもって評価額とし、対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定する。
- 7) 訴訟係属中の仮払税金については、判決の不確実性等に鑑み、0円と算定しているが、勝訴した場合には、返還される。
- 8) 「H ⑥金利差に基づく貸出金等の時価評価」及び「I 債券（注）」である。
- 9) この項目は〔4〕のみ記載されている。
- 10) 両者とも時価評価する方法又は両者とも取得価額とする方法がある。
- 11) 以下の⑥及び「I 債券（注）」である。
- 12) 「F その他の資産 ⑤ 保管有価証券などのその他の資産（注）」である。
- 13) この項目は〔3〕にのみ含まれている。
- 14) 〔4〕では「金融先物取引法第82条の規定に基づく金融先物取引責任準備金」、〔3〕では「金融先物取引法第82条の規定に基づく金融先物取引責任準備金及び証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条の規定に基づく証券取引責任準備金」である。